

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行等に伴う関係省令等の整備について

（諮問第3078号）

<目 次>

1	報告書（案）	1
2	意見及びこれに対する考え方（案）	2
3	関係省令等の整備案 概要	25
4	意見及びこれに対する考え方（案）概要	40

<別添> 関係省令等の整備案

平成28年1月19日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 辻 正 次 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書(案)

平成27年11月10日付け諮問第3078号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行等に伴う関係省令等の整備については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案」に対する意見提出者一覧
(一種指定制度・二種指定制度に係る接続ルール関係)

計10者

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	九州通信ネットワーク株式会社
2	日本通信株式会社
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	西日本電信電話株式会社
5	東日本電信電話株式会社
6	株式会社NTTドコモ
7	株式会社ケイ・オプティコム
8	ソフトバンク株式会社
9	KDDI株式会社
10	一般社団法人新経済連盟

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案等に対して 寄せられた意見及びこれに対する考え方(案)

1. 二種指定制度(携帯電話の接続ルール)の充実関係

(1) 総論

<p>意見1-1 諮問事項</p>	<p>NTT東西のみがボトルネック設備を有する固定市場と異なり、移動市場では、MVNOを含めた複数の事業者が激しい競争を行っている。このような違いを踏まえれば、今回の電気通信事業法の改正において、モバイル市場に係る第二種指定電気通信設備制度について固定市場に係る第一種指定電気通信設備制度と同等の規制としたことは、本来適当ではない。新たな制度の運用に当たっては、今後もMNO、MVNOを含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要。</p>		
	<p>【意見】 モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNO にとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中で MVNO を含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。 上述のような市場環境を踏まえ、モバイル市場における競争ルールについては、これまで総務省審議会・研究会等を通じて関係事業者を含めたオープンな議論を重ねて、二種指定事業者のネットワーク機能のアンバンドルや接続料算定方法について「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に定められてきました。これらの累次のルールを踏まえた二種指定事業者の自主的な取り組みによって、MVNO の参入が促進され、MVNO を含めた複数事業者間の競争の進展が一層図られてきたと理解しています。 このような中、本年 5 月に改正された電気通信事業法においては、モバイル市場に係る規制に関して、第二種指定電気通信設備制度の見直しが行われ、第一種指定電気通信設備制度と大きな差がない内容となっておりますが、市場環境や第一種・第二種指定電気通信設備制度の規制根拠の違いを踏まえれば、本来、実質的に第一種指定電気設備制度と同等の規制とすることは適切ではありません。モバイルトラフィックの増大が日本と同様に進展している欧米先進諸国においても、固定のボトルネック設備に対する設備開放ルールと同等のレベルの規制を MNO に課している例は見られません。モバイル市場においては、これまで審議会等で議論されてきた内容や整備されてきた累次のルールの運用を継承し、さらなる実効性を高めることで、適正性・透明性を確保すべきものと考えます。 また、新たな制度の運用にあたっては、今後も MNO、MVNO も含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNO の設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要と考えます。</p>	<p>【考え方1-1】 ・ 今回の第二種指定電気通信設備制度に係る法改正は、情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方(平成 26 年 12 月)。以下「2020 答申」という。」に基づき、MVNO の事業展開の円滑化を図る観点から必要な改正が行われたものである。 ・ 御指摘のMNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブについて配慮することは重要と考えており、今回の MVNO ガイドラインの改正においても、「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する」旨が記載されているところである。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
	<p>【KDDI株式会社】</p>		

<p>意見1-1に 対する再意見 1</p>	<p>【再意見】 第二種指定電気通信設備制度は、電波の割当てを受けた事業者(MNO)が MVNO 等の競争事業者との接続協議における交渉力を有することに着目した制度であるのに対し、第一種指定電気通信設備制度は固定系加入者回線のボトルネック性に着目した制度であり、それぞれの制度は創設の背景等が全く異なることから、「本来、実質的に第一種指定電気設備制度と同等の規制とすることは適切ではありません。」「モバイル市場においては、これまで審議会等で議論されてきた内容や整備されてきた累次のルールの運用を継承し、さらなる実効性を高めることで、適正性・透明性を確保すべきものと考えます。」「MNO、MVNO も含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNO の設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要と考えます。」とする KDDI 株式会社殿の意見に賛成します。 弊社としては、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備についてこそ、光ファイバの利用促進をはじめとした、より積極的なネットワーク開放の措置が講じられるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見1-1に 対する再意見 2</p>	<p>【再意見】 二種指定事業者の接続約款記載の接続料については、改正電気通信事業法第 34 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが求められているところ、その具体的な算定方法については、過去の度重なる審議会・研究会等での議論を通じた累次のルール整備の結果として、これまで「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下「二種指定ガイドライン」)」に規定されていたものが、今回新たに第二種指定電気通信設備接続料規則案(以下「接続料規則案」)に規定されることとなったものと認識しております。 これにより、当社を含めた携帯電話事業者における接続料の適正性・公平性の更なる向上が図られるものと理解しております。 当社はこれまでも、二種指定ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行ってきたところ、今後も、接続料規則案に則った対応を行っていく所存です。 アンバンドル機能等については、現在の二種指定ガイドライン、並びに、今般改正の「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(以下「MVNO ガイドライン」という)」においても記載されているとおり、『二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮すること』及び、『事業者間協議による合意形成を基礎とすること』が、基本的な考え方として維持されており、この点、今後の競争環境の進展やイノベーションの推進による一層の国際競争力・産業競争力強化を図る観点から、当該枠組みの維持が必要であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		

<p>意見1-1に対する再意見 3</p>	<p>【再意見】 日本における下記の状況を踏まえると、二種指定事業者への規制は一種指定事業者への規制と同等のものであるべきであると考えます。 ①MNO3社の協調的寡占状態が継続しMNOと資本関係の無い独立系MVNOのシェアが著しく低い ②MNOの設備開放条件の違いなどから大多数の独立系MVNOはNTTドコモ殿の設備を利用しており、独立系MVNOが利用するホストMNOのシェアに著しい偏りがある ③移動通信市場において設備のボトルネック性が認められないとされた平成12年電気通信審議会第一次答申「接続ルールの見直しについて」(平成12年12月)が出された当時と異なり、移動通信サービスの位置付けは個人単位でのオプションな通信手段から今や国民生活や経済・社会活動に不可欠な基盤として重要な役割へと変化している※ また、日本における規制と欧米先進諸国の規制を比較されていますが、上記①と②については日本と欧米先進諸国では状況が異なっており、日本のMNOに対する規制を欧米先進諸国における規制と同等とすべきであるとの議論は適切ではないと考えます。 ※「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に対する弊社等意見(意見4-28)に対する総務省殿の考え方</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		
---------------------------	---	--	--

(2)アンバンドル機能等

<p>意見1-2 諮問事項</p>	<p>アンバンドル機能等に係る基本的な考え方として二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮がなされ、また、事業者間協議による合意形成を基礎とする現行二種指定ガイドラインの枠組みが維持された点について賛同。</p>		
	<p>【意見】 アンバンドル機能等に係る基本的な考え方として二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮がなされ、また、事業者間協議による合意形成を基礎とするという現行二種指定ガイドラインの枠組みを維持された点について賛同致します。 移動体通信市場においては、これまでもMNO間で熾烈な設備競争・サービス競争が行われている上、グローバル且つオープンな競争環境の進展により、MNOは、より一層多様化する利用者ニーズへの対応が求められるとともに、絶え間ないイノベーションの推進によって、より一層国際競争力・産業競争力強化へ貢献していくことが求められるものと考えており、上述のような基本的な考え方はこのような取組みを後押しするものと考えます。 引き続き、ユーザ利便の向上や移動体通信市場の更なる発展のため、かような枠組みを維持することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>【考え方1-2】 ・整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>

<p>意見1-3 諮問事項</p>	<p>アンバンドル判断基準の「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言は、MNOの設備投資インセンティブを損なうことになるため、削除すべきではない。また、アンバンドル判断基準の「必要性・重要性が高いサービスに係る機能であること」については、どのような機能が必要性・重要性が高いと言えるのかが明確でないため、慎重にアンバンドル機能を定めることが必要。</p>		
	<p>【意見】 本ガイドラインの改定案において、アンバンドル判断基準の「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言が削除されていますが、MNO が新たな技術を導入した直後にアンバンドルすることを義務付けられると、MVNO のクリームスキミングにつながり、MNO の設備投資インセンティブを損なうこととなります。したがって、「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言は削除すべきではありません。 また、アンバンドル判断基準の「必要性・重要性が高いサービスに係る機能であること」については、どのような機能が必要性・重要性が高いと言えるのかが明確でないため、総務省による裁量が大きくなると考えられます。MNO の設備投資インセンティブを確保し、これまで機能していた競争が歪むことが無いよう、総務省においては、慎重にアンバンドル機能を定める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>【考え方1-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能であっても、必要性・重要性などの他のアンバンドル要件が満たされる機能である場合には、接続事業者が、二種指定事業者と同等の時期にサービス提供を開始できるようにすることが、公正な競争を確保するために必要であり、アンバンドル要件から「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言を削除することは、適当である。 ・ また、必要性・重要性が高いサービスに係る機能は、技術の進展や市場の状況等に依りて異なるため、個別機能ごとにその該当性が判断されるべきであり、その際には、MVNO ガイドライン案において、注26*で必要性・重要性が高いサービスの例示が記載されている点や御指摘のMNOの設備投資インセンティブに配慮する旨が記載されている点も踏まえ、適切に判断することが必要である。 <p>※ 注 26 において、「具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する」と記載されている。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
<p>意見1-4 諮問事項</p>	<p>アンバンドルに当たっては、「二種指定事業者によるシステムの開発、接続約款の変更等は、他の事業者から当該二種指定事業者に対する具体的な事前調査申込みを前提として進めること等により、当該二種指定事業者のコスト回収漏れリスクを回避することが適当」という考え方は何ら変わらないことを確認させていただきたい。</p>		

	<p>【意見】 アンバンドルにあたっては、本MVNOガイドライン案にて「事業者間協議による合意形成が基礎となることに加え、二種指定事業者の設備投資に係るインセンティブに配慮する」とされたことを鑑みれば、現行二種指定ガイドライン第22(1)イに規定される「二種指定事業者によるシステムの開発、接続約款の変更等は、他の事業者から当該二種指定事業者に対する具体的な事前調査申込みを前提として進めること等により、当該二種指定事業者のコスト回収漏れリスクを回避することが適当である」という考え方は本MVNOガイドライン案においても何ら変わらないことを確認させて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>【考え方1-4】 ・アンバンドルに当たっては、「他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること」「二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることがないこと」が要件とされていることから、システム開発等に必要な接続事業者の具体的な要望について事前調査申込み等を通じて把握することは、従来と変わりはないところである。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見1-5 諮問事項	<p>新たな機能のアンバンドル化へのプロセスについては、当該機能を要望するMVNOと二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、当該協議の状況も踏まえた上で審議会・研究会による検討を経ることとする等をMVNOガイドラインで明確化するとともに、アンバンドル機能等の指定に当たっては、同様の機能でも事業者によっては具備しない場合等があるため、各事業者のネットワーク等の違いを考慮することが必要。</p>		
	<p>【意見】 新たな機能のアンバンドル化へのプロセスについては、「意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努める」ものと理解していますが、より具体的に「当該機能を要望するMVNOと二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業者間協議の状況も踏まえた上で審議会・研究会による検討を経ることとする等、本ガイドラインにおいて明確化する必要があります。その際、「アンバンドル機能」や「開放を促進すべき機能」への指定にあたっては、各社のネットワークや設備構成に違いがあることを踏まえると、同様の機能であっても、事業者によっては具備していない機能が存在したり、技術的・経済的観点でアンバンドルが困難な機能が存在するケースも想定されます。したがって、各事業者の事情を考慮し、指定する必要があると考えます。</p> <p>今回の制度改正により、今後新たに二種指定事業者や、アンバンドル義務が課される機能が追加される可能性があります。その際も、各事業者の事情を考慮し、必要性を判断した上でアンバンドル機能を定める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>【考え方1-5】 ・アンバンドル要件である「技術的に可能であること」「二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることがないこと」については、各事業者のネットワークごとに、具体的な要望を有する接続事業者と二種指定事業者の間の協議を通じて明らかになるものであり、この点も踏まえ、MVNOガイドライン案では、事業者間協議による合意形成を尊重・促進する旨が記述されている。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見1-6	<p>本MVNOガイドライン案では、移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重しその促進を図るとしていることから、「開放を促進すべき機能」は、事業者間協議での合意形成を前提にMNOとして取り組んでいくものであり、開放を前提に義務化するものでない点を確認させて頂きたい。</p>		
意見1-6-1	<p>【意見】 「開放を促進すべき機能」は、廃止前の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において「注視すべき機能」として定められていた機能が該当すると思いますが、改正後の「MVNOにかかる電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」においても「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセ</p>	<p>【考え方1-6】 ・「開放を促進すべき機能」は、いずれかの事業者に要望があり、かつ、必要性・重要性が高いサービスに係る機能であるため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして定められる機能である。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>

	ンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る」としていることから、従前のおり事業者間協議での合意形成を前提にMNOとして取り組んでいくものと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	<ul style="list-style-type: none"> アンバンドル義務を課すか否かは、当該事業者間協議の中で「技術的に可能であること」「二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることがないこと」といった要件を満たすか否かを明らかにした上で判断されるものであり、「開放を促進すべき機能」に位置付けられることで開放が前提となるものではない。 	
意見1-6-2	<p>【意見】</p> <p>「開放を促進すべき機能」については、現行二種指定ガイドラインの「注視すべき機能」から名称変更されたものの、上述のおり事業者間協議による合意形成が基礎であることを踏まえれば、協議を通じて要望の具体化が図られ、技術面・制度面・費用面等を MNO・MVNO 双方が総合的に勘案した上、その実現可否や実現方法が決定するものとなる考えます。上記を踏まえれば、現行二種指定ガイドラインにおける「注視すべき機能」と同様に、事業者間協議の更なる促進を図るものとして位置づけられる機能であり、当該機能の開放を前提にこれを義務化するものではない点を確認させて頂きたいと考えます。</p> <p>【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
意見1-6-1 に対する再 意見	<p>【再意見】</p> <p>平成 27 年 12 月 10 日に提出いたしました「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に対する弊社意見書でも述べさせていただきましたが、「開放を促進すべき機能」は、改正前の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において「注視すべき機能」として定められていた機能が該当する考えますが、改正後の「MVNO にかかる電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」においても「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る」としていることから、従前のおり事業者間協議での合意形成を前提にMNOとして取り組んでいくものと考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見1-7	HLR/HSS連携機能がMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの「開放を促進すべき機能」に付け加えられることに賛同。		
意見1-7-1	<p>【意見】</p> <p>当協会 MVNO 委員会が平成 26 年 3 月に公表した「MVNO の事業環境整備に関する政策提言」において、HLR/HSS 機能のアンバンドル化を、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(二種指定ガイドライン)の「注視すべき機能」に追加することが相当であるとの提言を行いました。今般、二種指定ガイドラインと MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(MVNO 事業化ガイドライン)の統合に併せ、HLR/HSS の開放に関する記載が MVNO 事業化ガイドラインの「開放を促進すべき機</p>	<p>【考え方1-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドライン案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	<p>能」に付け加えられることは、同提言の主張を満たすものであり、これを歓迎いたします。 今後、MVNO 事業化ガイドラインに基づき、MNOとMVNOが当該機能開放に向けた事業者間協議を進め、アンバンドルの実現に向けた合意に到達する努力を行うべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
意見1-7-2	<p>【意見】 開放を促進すべき機能として、HLR/HSS 連携機能が追加されたことに賛同します。当該機能のアンバンドル化が実現することにより、MVNO 事業者が複数のキャリアに対応した独自SIMを発行することや、独自の音声サービス提供等の可能性が生まれるなど、情報通信サービスの多様化につながり、利用者利便の向上につながるものと考えます。また、総務省殿には当該機能のアンバンドル化に向けて、更なる検討を進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		
意見1-8	<p>「すべての二種指定事業者が接続の請求等を受けて検討を行い、どの事業者においても基準を満たす可能性があることが明確になった段階で開放を促進すべき機能に位置づける」ことをMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインで明確化すべきであり、HLR/HSS連携機能をガイドラインの「開放を促進すべき機能」に付け加えることは時期尚早。</p>		
	<p>【意見】 「開放を促進すべき機能」への位置づけに当たっては、「技術的に可能であること」、「過度な経済的な負担を与えることがないこと」を満たす可能性がある場合とされていますが、事業者から接続の請求等がない二種指定事業者が検討に着手していない段階で、別の二種指定事業者がこれらの基準を満たしている可能性があるとして総務省が判断すれば、当該機能に位置づけられてしまうおそれがあると考えます。したがって、「すべての二種指定事業者が接続の請求等を受けて検討を行い、どの事業者においても基準を満たす可能性があることが明確になった段階で開放を促進すべき機能に位置づける」ことを本ガイドラインで明確にする必要があると考えます。</p> <p>これらの点に鑑みれば、「MVNO が設置・運用する HLR/HSS を MNO のネットワークで利用する機能」については、「HLR/HSS」を開放することで実現するサービスや、その実現にあたって「HLR/HSS」以外の代替手段が存在しないのか等、実質的に具体的検討がなされおらず、「必要性・重要性が高い」の要件を十分に満たしているとは言えません。したがって、今回規定することは時期尚早であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>【考え方1-8】</p> <ul style="list-style-type: none"> HLR/HSS連携機能は、2020答申で指摘されているとおり、MVNOによるマルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自SIMの発行、更にはサービス設計の自由度を持った音声サービスの提供等を可能とするために必要な機能であり、その必要性・重要性が十分に高いこと、いずれかの事業者からMVNOから機能のアンバンドルの要望があることから、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当である。 なお、全ての二種指定事業者に対し接続の請求等を行うことを要件とすることは、機能開放を要望する事業者の負担が大きいこと、また、「開放を促進すべき機能」に位置付けられることで直ちに開放が義務付けられるものではないことから、適当でないと考えます。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p style="text-align: center;">無</p>

意見1-9 諮問事項	加入者管理機能(MVNOによるHLR/HSS保有)は、直ちにアンバンドル機能として指定すべき。		
意見1-9-1	<p>【意見】</p> <p>MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(以下「MVNOガイドライン」)において、HLR/HSS連携機能がアンバンドル機能等の『開放を促進すべき機能』として明記されたことは、同機能に関する事業者間協議を前進させようのものであり、歓迎致しますが、引き続き同機能を、第二種指定電気通信設備接続料規則案およびMVNOガイドラインに定める『アンバンドル機能』に加えるべく、検討が進められることを希望します。</p> <p>2014年12月に公表された『2020年代に向けた情報通信政策の在り方答申』においては、同機能について、「まずは事業者間協議を進め、その状況を踏まえて検討する」とされたところですが、既に2011年から同機能の接続の申込みがなされ、長らく事業者間協議が行われてきているにも関わらず、未だ実現していないばかりか、進展すら見られず、その見通しも立っておりません。</p> <p>また、従来、同様の位置づけにあった第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおける、アンバンドルを『注視すべき機能』においても、実態として数年以上に渡って「注視」されていただけの機能が存在したことを踏まえると、今般の改正に留まらず、同機能の実現へ向け、より積極的に推進していくべきだと考えます。</p> <p>同機能は、MVNOガイドラインに規定されるアンバンドル機能を設定する場合の要件にも以下の通り合致しており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①MVNOからの明確な要望があり、 ②欧米において多数例が見られることから明らかな通り、技術的に可能であり、我が国においてそれを排除する理由もなく、 ③MNOに過度な経済的負担を与えることなく実現でき、 ④MVNOによる多様なサービス提供に寄与し、ひいては利用者利便の高いサービスに係る機能であることから、直ちにアンバンドル機能として指定されるべきであると考えます。 <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>【考え方1-9】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HLR/HSS連携機能については、現在、事業者間協議が行われており、現時点では、MVNOの希望するサービスの実現に当たり、二種指定事業者のネットワークで必要となる機能の具体的内容や技術仕様等が固まっていない状況にある。 ・このため、まずは、事業者間協議の中で、必要な機能の具体的内容や技術仕様等を明らかにすることが必要であるため、当該機能は、事業者間協議の更なる促進を図るものとして「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当である。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見1-9-2	<p>【意見】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の事業者間協議の進展や諸外国での実例動向も踏まえ、加入者管理機能(HLR/HSS連携機能)をアンバンドル機能にさらに昇格させることを検討すべき。 2. 事業者間協議を更に促進するための措置として、事業者間協議においてMNOがMVNOへ開示すべき項目の明示と情報開示の徹底、協議期間の目安の設定などの環境整備を図っていくべき。 3. その他、競争環境促進の観点から、以下の施策を実施すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・競争環境を評価するKPIと将来像の設定 <ul style="list-style-type: none"> -KPIの設定(例;MVNOシェア、独立系MVNO事業者数、フルMVNO事業者数) -加入者管理機能を活用した新サービス出現に向けた工程表 ・接続料金引き下げの更なる促進 		

	<p>-算定原価の年度ごとの公開 -実績値測定年度の当年度化 -長期増分費用(LRIC)方式の導入 ・その他、通信サービスとメールサービスのアンバンドル化等</p> <p>【意見理由】 電気通信分野の競争環境をさらに促進するためには MVNO の振興が必要不可欠であり、全体として各種の制度設計が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>		
意見1-9-1 に対する再意見 1	<p>【再意見】 HLR/HSS 連携機能のアンバンドル化が実現することにより、MVNO 事業者が複数のキャリアに対応した独自 SIMを発行することや、独自の音声サービス提供等の可能性が生まれるなど、情報通信サービスの多様化につながり、利用者利便の向上につながるものと考えます。総務省殿には当該機能のアンバンドル化に向けて、更なる検討を進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		
意見1-9-1 に対する再意見 2	<p>【再意見】 また、同ガイドラインにおいて、アンバンドル等の判断基準においても、その設定要件が示されており、この点、「開放を促進すべき機能」については、今回新たにその対象として追加された HLR/HSS 連携機能も含め、現時点において、「アンバンドルの要件を全て満たさない機能」として、「事業者間協議の更なる促進を図る」観点で指定されているものと理解しております。</p> <p>当社は、各事業者からの要望について、これまでも真摯に協議を行ってきておりますが、今後も引き続き、技術面・費用面・制度面・ユーザ利便性等、総合的な観点を踏まえ、実現可否や実現方法等につき事業者間協議を行っていく所存です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
意見1-9-1 に対する再意見 3	<p>【再意見】 「いわゆる加入者管理機能(MVNO による HLR/HSS 保有)」については、平成 27 年 11 月 27 日付の「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての追加意見募集－MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの一部改定－」により HLR/HSS 機能を「開放を促進すべき機能」として規定する案が示されたところです。</p> <p>この「開放を促進すべき機能」については、改正後の MVNO ガイドラインにおいて「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る」としていることから、従前のおり事業者間協議での合意形成を前提にMNOとして</p>		

	<p>取り組んでいくものと考えます。 なお、日本通信株式会社殿が「直ちにアンバンドル機能として指定されるべきである」との意見を提出された加入者管理機能(HLR/HSS 機能)は、具体的な要望について協議を行っているところであると認識しております。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見1-9-1に 対する再意見4</p>	<p>【再意見】 二種指定設備のアンバンドル等へのプロセスについては、上記の趣旨を踏まえ、まずは当該機能を要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に規定されているアンバンドル判断基準に照らし合わせ、「意見公募を実施するなど、手続きの公正性・透明性の確保に努める」ものと理解しております。その際、「アンバンドル機能」や「開放を促進すべき機能」への位置づけにあたっては、各社のネットワークや設備構成に違いがあることを踏まえ、同様の機能であっても、事業者によっては具備していない機能が存在することや、技術的・経済的観点でアンバンドルが困難な機能が存在するケースも想定されるため、各事業者の事情を考慮した上で個別に判断することが必要と考えます。</p> <p>なお、「HLR/HSS 連携機能」については、当該機能を開放することで実現するサービス等、実質的に具体的な検討がなされておらず、すべてのアンバンドル判断基準を満たしている可能性があるとは言えないため、現時点において「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に加えることは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見1-10 諮問事項</p>	<p>今回の音声伝送交換機能の接続箇所は、中継事業者識別番号を利用する方式を基本としているが、これ以外の方式も存在するため、今回規定された接続形態以外の接続方式についても、その動向を注視し、省令改正等を視野に入れた検討を開始すること等を希望。</p>		
	<p>【意見】 今般改正される施行規則において、二種指定設備との接続における標準的な接続箇所が示されておりますが、施行規則第 23 条の9の4第1号において定めている音声伝送交換機能の接続箇所が、中継事業者方式のみを想定した記載となっている点につき、強い懸念があります。</p> <p>中継事業者方式では、呼接続に際して中継事業者識別番号をダイヤルすることが基本であり、この方式では、近年の利用者習慣に照らして全く機能しないものと考えます。その結果、MNOとMVNOの音声接続分野における対等な競争環境が成立せず、携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースの主要なテーマである音声サービスに係るコストの低廉化にも繋がりにくいと考えます。</p> <p>音声接続においては、中継事業者識別番号を利用しない方式も存在し、このような方式による接続の申込みが実際に行われている例もあります。</p> <p>以上の点より、今回施行規則に規定された接続形態以外の接続方式についても、その動向を注視し、施行規則の改定等を視野に入れた検討を開始する等、総務省として適切な行政</p>	<p>【考え方1-10】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備案の音声伝送交換機能及びその標準的接続箇所は、接続事業者及び二種指定事業者の音声網間の接続において、現在実現している機能及びその接続箇所を規定するものである。 他方、音声伝送交換を実現する方式は、御指摘のとおり、整備案に規定された方式以外の方式も考えられるところ、まずは、要望する事業者と二種指定事業者との間の協議により、必要となる機能の具体的内容や技術仕様等について協議を行うことが必要であり、アンバンドル義務を課すか否かは、その結果等を踏まえ判断することが適 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

	を行うことを希望します。 【日本通信株式会社】	当である。	
意見1-11 諮問事項	「番号ポータビリティ転送機能」については、アンバンドルの判断基準のうち「必要性・重要性の高いサービスに係る機能」を満たしていないため、アンバンドル機能に定めることは適切ではない。		
	【意見】 第三項の「番号ポータビリティ転送機能」については、利用する事業者が限られており、代替する機能も存在しているため、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に規定されている、アンバンドルの判断基準のうち「必要性・重要性の高いサービスに係る機能」を満たしていません。そのため、本条に定めることは適切ではないと考えます。 【KDDI株式会社】	【考え方1-11】 ・番号ポータビリティ転送機能に関しては、 ・「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会報告書(平成16年4月)」において、「携帯電話事業者以外の固定系事業者等の電気通信網から携帯電話事業者の電気通信網に対する接続は、電気通信設備の効率的運用の観点からは「リダイレクション方式」が望ましいが、固定系事業者等の発信元事業者において網機能開発が最小限に抑えられる点を重視し、「転送方式」とすることが適切と考えられる」とされていること ・当該報告書を受け制定された、「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」においても「携帯系電気通信網以外から携帯系電気通信網への接続については「転送機能」を基本とし」とされていること ・当該機能を引き続き利用する事業者が見込まれることを踏まえれば、依然として必要性・重要性は認められるものと考えられる。	【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無
意見1-11に対する再意見	【再意見】 左記の指摘通り、「番号ポータビリティ転送機能」の記載だけでは利用事業者が限られ、代替機能も存在するというのであれば、「番号ポータビリティ転送機能」を接続料規則から削除するのではなく、むしろその代替機能も含めて、網羅的に規定するべきだと考えます。今般、番号ポータビリティに関する機能がアンバンドル機能として規定されたのは、番号ポータビリティ機能が必要性・重要性が高いサービスであり、またMVNOの参入促進にも資するとの判断によるものと思料しています。 上記背景を鑑みると、仮に「番号ポータビリティ転送機能」の記載を削除したとすれば、同機能の接続料が各事業者の恣意的判断のもと設定され得ることになり、却って利用者料金の高額化を招くなど、好ましくない結果となる可能性が生まれてしまいます。 むしろ、番号ポータビリティに関する実現方法を規則上に網羅的に規定することで、番号ポータビリティ機能のアンバンドル化の実効性の確保に寄与するものと考えます。 先の意見募集において、弊社意見でも、「音声伝送交換機能」の接続方式が限定的な記載となっている点について意見を述べさせていただきましたが、これらのアンバンドル機能に係る規定の記載が網羅的でないことにより、例外条件が見出され、結果的に規定が形骸化してしまうことの無いよう、総務省におかれては、その動向を注視し、省令等の改定を実施する等の適切な行政が行われることを希望します。 【日本通信株式会社】		

(3) 接続料の算定方法

意見1-12 諮問事項	第二種指定電気通信設備に係る接続料算定方法等が本接続料規則案等に規定されることにより、一層の適正性・公平性の向上が図られることを期待。		
意見1-12-1	<p>【意見】</p> <p>第二種指定電気通信設備に係る接続料算定方法等が本接続料規則案にて規定されることにより、本接続料規則案第1条(目的)のとおり、「もって機能ごとの接続料が(中略)能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保」され、一層の適正性・公平性の向上が図られることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方1-12】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
意見1-12-2	<p>【意見】</p> <p>本 MVNO ガイドライン案における接続料の算定方法に係る考え方や各種規定は、現行二種指定ガイドラインの考え方や枠組みを踏襲するものであると理解しております。</p> <p>当社はこれまでも現行二種指定ガイドラインに則り算定を行ってきたところ、引き続き、携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料算定の更なる適正化のバランスの観点も踏まえ、適正性・公平性の向上が図られることを期待致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
意見1-13	MVNOガイドライン案2(2)2イ(注:二種指定事業者の接続に係る規律)は、アンバンドル機能(電気通信事業法第34条第3項第1号の口の機能)について、第二種指定電気通信設備接続料規則案(及び本MVNOガイドライン案)に定められた算定方法に基づき、算定がされる趣旨であることを明文化するのが望ましい。		
	<p>【意見】</p> <p>当社を含めた二種指定事業者においては、電気通信事業法第34条第3項第1号の口に定められる機能につき、第二種指定電気通信設備接続料規則案(及び、本 MVNO ガイドライン案)に定められた算定方法に基づき、接続料を算定することが求められると認識しております。</p> <p>上記を踏まえ、二種指定事業者に係る接続料の算定方法に係る考え方について明確化を図る観点から、MVNO ガイドライン案 2(2)2イは、電気通信事業法第34条第3項第1号の口に定められる機能につき、第二種指定電気通信設備接続料規則案(及び、本 MVNO ガイドライン案)に定められた算定方法に基づき算定がされる旨、明文化するのが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方1-13】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MVNO ガイドライン案2(2)2イ(二種指定事業者の接続に係る規律)は、アンバンドル機能について、第二種指定電気通信設備接続料規則案及び MVNO ガイドライン案に定められた算定方法に基づき、算定される趣旨であることを明文化したものである。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

意見1-14 諮問事項	アンバンドル機能について、接続料規則案の算定方法等に準拠して算定された接続料に基づき接続約款の届出を行い、これにより他事業者と接続に関する協定を締結している限りにおいて、不当な競争を引き起こすことはない点について確認させて頂きたい。		
	<p>【意見】 本接続料規則案において、電気通信事業法第34条第3項第1号のロに定められる機能(以下「機能」という)ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法等を定め、「もって機能ごとの接続料が(中略)能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保すること」が目的であると規定されております。</p> <p>加えて、二種指定事業者は、電気通信事業法第34条第4項により、「届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない」とされております。</p> <p>この点、当該機能においては、その算定方法等が本接続料規則案で規定されており、これに準拠して算定された接続料に基づき接続約款の届出を行い、これにより他事業者と接続に関する協定を締結している限りにおいて、不当な競争を引き起こすことはない点について確認させて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方1-14】 ・ 今回の整備案に基づき、適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えない金額を接続料とし、接続約款の届出を行い、他事業者との接続に関する協定を締結している場合には、御意見のとおりと考える。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見1-15 諮問事項	接続料の算定方法は、将来原価方式や長期増分費用方式を採用すべきという考え方もあるなど、議論が尽くされていない事項が存在することから、総務省において、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望。		
	<p>【意見】 今般の電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」)改正に際し、従来は第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」)制度の運用に関するガイドラインで定められていた接続料算定方法等について、省令等にて規定されることとなりました。</p> <p>接続料算定方法については、平成24年から25年にかけて行われた「モバイル接続料算定に係る研究会」においても議論がなされてきましたが、「更に詳細な検討が必要」等として、結論の導出には至っておりません。</p> <p>また、同研究会で議論された以外にも、接続料算定には様々な論点が考えられます。</p> <p>例えば、接続料算定における「原価」について、MNO においては顧客向けの価格に含まれる原価に将来原価を採用している例が存在しているところ、MVNO においては、実績原価に基づく接続料しか採用し得ないため、利用者料金に適用される原価の基準が異なる例などが存在し、このような不整合を改善するための理論的にも合理的な接続料原価として、将来原価や長期増分費用方式に基づく原価を採用すべきであるという考え方もあります。</p> <p>以上のように、接続料算定に関する議論が尽くされていない事項が存在することから、総務省において再度研究会等を開催し、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>【考え方1-15】 ・ 今回の整備案は、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」で整理されている接続料の算定方法をベースに制度化したものであるが、接続料の算定方法は、御指摘の方式を含め様々な考え方があることから、まずは今回導入した制度の運用・検証等を行い、その状況等も踏まえ、総務省において適時適切に検討・見直しを行うことが適当である。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>

意見1-15 に対する再意見	<p>【再意見】 「モバイル接続料算定に係る研究会」において結論の導出に至っていない論点等について、総務省殿において再度研究会等を開催して検討し考え方を明確にするべきとのご意見に賛同いたします。結論の導出に至っていない論点には、接続料算定式の分母に当る需要の測定方法についても含まれるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		
意見1-16	<p>本接続料規則案における「当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる」(注:適用年度の当年度の実績値で遡及精算を行う場合)の判断は、二種指定事業者が行い、当該判断につき適正性等の観点から総務省が引き続き必要な検証を行うこととなる点、また、MVNO ガイドライン案の記載のとおり、当該判断の対象は、データ伝送交換機能に係る接続料であることを確認させて頂きたい。</p>		
	<p>【意見】 先般、2015年3月の二種指定ガイドラインの改正において、接続料の急激な変動についての判断にあたっては「二種指定事業者が、データ接続機能を利用して提供しようとする電気通信役務が、相当の需要の増加等により、当該機能に係る接続料の急激な変動があると判断する場合は、適用年度の当年度における実績値を基に行うことを規定しており、総務省は当該事業者の判断について適正性等の観点から必要な検証を行う」との総務省殿の考えが示されております。</p> <p>上記を踏まえれば、本接続料規則案における、「当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる」との判断は二種指定事業者が行い、当該判断につき適正性等の観点から総務省殿が引き続き必要な検証を行うこととなるものと考えており、この点について確認させて頂きたいと考えます。</p> <p>また、二種指定事業者が当該判断を行う対象については、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法に関するガイドライン」の一部改正案(以下「MVNO ガイドライン案」という)における2 (2) 2) イ (ウ) ア) 精算に関する遡及時点に「当面、データ伝送交換機能が、相当の需要の増加等により、当該機能にかかる接続料の急激な変動があると判断される場合が該当する。」との記載があるとおり、本条ただし書きの対象はデータ伝送交換機能に係る接続料であることを確認させて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方1-16】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備案では、接続料の急激な変動があると認められる場合には、算定期間の翌年度の期首まで遡及する原則の例外として、算定期間の期首まで遡及して精算することとしているが、当該急激な変動の判断は、御指摘のとおり、まずは二種指定事業者が行った上で、総務省が適正性等の観点から必要な検証を行うものである。 また、この判断の対象が、当面、データ伝送交換機能の接続料であることは、MVNO ガイドライン案に記載のとおりである。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p style="text-align: center;">無</p>
意見1-16 に対する再意見	<p>【再意見】 「当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる」との判断については、接続料協議の当事者である二種指定事業者が行うのではなく、総務省殿が行うべきであると考えます。当該判断が二種指定事業者により実施される場合、二種指定事業者の恣意的な判断により適正な水準以上の接続料を MVNO が支払うことになることが危惧されます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>		

意見1-17	<p>接続料の精算について、本MVNOガイドライン案もその考え方や枠組みは変わらない点につき、確認させて頂きたい。また、本MVNOガイドライン案において、あくまで月次の精算に用いる暫定値に過ぎないものが、「仮払い接続料」や「暫定接続料」といった記載表現を用いることで、一物一価であるべき接続料において、複数の料金水準が存在するかのように解釈され得る懸念があり、各社の会計処理や事業計画にも影響があると想定されることから、明確化の観点を踏まえ、修正することが望ましい。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="349 252 1435 1473"> <p>【意見】</p> <p>接続料については、原則として第二種指定電気通信設備接続料規則案第 16 条にて「当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算をするものとする。」とされているところ、現行二種指定ガイドライン第 5 (5) アに言及されているとおり、接続料の算定作業には相当程度の期間や稼働が必要であり、当該精算を行うための接続料の確定は、概ね当該算定期間の翌年度末とならざるを得ないことから、確定までの間の接続料としては、前々算定期間の実績値に基づく接続料を適用することとなります。</p> <p>しかしながら、データ伝送交換機能においては、現行二種指定ガイドライン第 5 (5) イの規定において、望ましいものとされているとおり、MVNO 事業者におけるキャッシュフローの負担軽減を目的とした月次の接続料の精算方法の方策として、前々算定期間の実績値に基づく接続料水準に替えて、合理的に設定した暫定値を用いているのが現状です。</p> <p>MNO・MVNO とともに、現状、上記のとおり現行二種指定ガイドラインに沿った、適切な会計処理を行っていると思われるところ、本MVNOガイドライン案もその考え方や枠組みは変わらない点につき、確認をさせて頂きたいと考えます。また、本 MVNO ガイドライン案において、あくまで、月次の精算に用いる暫定値に過ぎないものが、「仮払い接続料」や「暫定接続料」といった記載表現を用いることで、一物一価であるべき接続料において、あたかも、複数の料金水準が存在するかのように解釈され得る懸念があります。</p> <p>このことは、当該期間中における会計処理等において、如何なる水準を用いることが適切かといった点が曖昧となる懸念があり、各社の会計処理や事業計画にも影響があると想定されることから、明確化の観点を踏まえ、修正するのが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> </td> <td data-bbox="1435 252 1962 1473"> <p>【考え方1-17】</p> <p>・ MVNO ガイドライン案は、接続料の精算に対する考え方や枠組みを変更するものではないところ、御意見を踏まえ、MVNO ガイドライン案2(2)2)イ(ウ)イ)について、次のとおり、修正する。</p> <p>(修正前)</p> <p>イ) 暫定接続料</p> <p>算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、<u>当該算定期間における接続料の仮払いには、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料(以下「仮払い接続料」という。)</u>を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と仮払い接続料との精算額が過大となるおそれがある。このため、接続料の過去の増減トレンドを当てはめた額や仮払い接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した<u>暫定の接続料(以下「暫定接続料」という。)</u>を仮払い接続料として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大又は不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。</p> <p>暫定接続料の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え</p> </td> <td data-bbox="1962 252 2112 1473"> <p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>有</p> </td> </tr> </table>	<p>【意見】</p> <p>接続料については、原則として第二種指定電気通信設備接続料規則案第 16 条にて「当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算をするものとする。」とされているところ、現行二種指定ガイドライン第 5 (5) アに言及されているとおり、接続料の算定作業には相当程度の期間や稼働が必要であり、当該精算を行うための接続料の確定は、概ね当該算定期間の翌年度末とならざるを得ないことから、確定までの間の接続料としては、前々算定期間の実績値に基づく接続料を適用することとなります。</p> <p>しかしながら、データ伝送交換機能においては、現行二種指定ガイドライン第 5 (5) イの規定において、望ましいものとされているとおり、MVNO 事業者におけるキャッシュフローの負担軽減を目的とした月次の接続料の精算方法の方策として、前々算定期間の実績値に基づく接続料水準に替えて、合理的に設定した暫定値を用いているのが現状です。</p> <p>MNO・MVNO とともに、現状、上記のとおり現行二種指定ガイドラインに沿った、適切な会計処理を行っていると思われるところ、本MVNOガイドライン案もその考え方や枠組みは変わらない点につき、確認をさせて頂きたいと考えます。また、本 MVNO ガイドライン案において、あくまで、月次の精算に用いる暫定値に過ぎないものが、「仮払い接続料」や「暫定接続料」といった記載表現を用いることで、一物一価であるべき接続料において、あたかも、複数の料金水準が存在するかのように解釈され得る懸念があります。</p> <p>このことは、当該期間中における会計処理等において、如何なる水準を用いることが適切かといった点が曖昧となる懸念があり、各社の会計処理や事業計画にも影響があると想定されることから、明確化の観点を踏まえ、修正するのが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方1-17】</p> <p>・ MVNO ガイドライン案は、接続料の精算に対する考え方や枠組みを変更するものではないところ、御意見を踏まえ、MVNO ガイドライン案2(2)2)イ(ウ)イ)について、次のとおり、修正する。</p> <p>(修正前)</p> <p>イ) 暫定接続料</p> <p>算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、<u>当該算定期間における接続料の仮払いには、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料(以下「仮払い接続料」という。)</u>を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と仮払い接続料との精算額が過大となるおそれがある。このため、接続料の過去の増減トレンドを当てはめた額や仮払い接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した<u>暫定の接続料(以下「暫定接続料」という。)</u>を仮払い接続料として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大又は不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。</p> <p>暫定接続料の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>有</p>
<p>【意見】</p> <p>接続料については、原則として第二種指定電気通信設備接続料規則案第 16 条にて「当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算をするものとする。」とされているところ、現行二種指定ガイドライン第 5 (5) アに言及されているとおり、接続料の算定作業には相当程度の期間や稼働が必要であり、当該精算を行うための接続料の確定は、概ね当該算定期間の翌年度末とならざるを得ないことから、確定までの間の接続料としては、前々算定期間の実績値に基づく接続料を適用することとなります。</p> <p>しかしながら、データ伝送交換機能においては、現行二種指定ガイドライン第 5 (5) イの規定において、望ましいものとされているとおり、MVNO 事業者におけるキャッシュフローの負担軽減を目的とした月次の接続料の精算方法の方策として、前々算定期間の実績値に基づく接続料水準に替えて、合理的に設定した暫定値を用いているのが現状です。</p> <p>MNO・MVNO とともに、現状、上記のとおり現行二種指定ガイドラインに沿った、適切な会計処理を行っていると思われるところ、本MVNOガイドライン案もその考え方や枠組みは変わらない点につき、確認をさせて頂きたいと考えます。また、本 MVNO ガイドライン案において、あくまで、月次の精算に用いる暫定値に過ぎないものが、「仮払い接続料」や「暫定接続料」といった記載表現を用いることで、一物一価であるべき接続料において、あたかも、複数の料金水準が存在するかのように解釈され得る懸念があります。</p> <p>このことは、当該期間中における会計処理等において、如何なる水準を用いることが適切かといった点が曖昧となる懸念があり、各社の会計処理や事業計画にも影響があると想定されることから、明確化の観点を踏まえ、修正するのが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方1-17】</p> <p>・ MVNO ガイドライン案は、接続料の精算に対する考え方や枠組みを変更するものではないところ、御意見を踏まえ、MVNO ガイドライン案2(2)2)イ(ウ)イ)について、次のとおり、修正する。</p> <p>(修正前)</p> <p>イ) 暫定接続料</p> <p>算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、<u>当該算定期間における接続料の仮払いには、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料(以下「仮払い接続料」という。)</u>を用いることとなる。しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と仮払い接続料との精算額が過大となるおそれがある。このため、接続料の過去の増減トレンドを当てはめた額や仮払い接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した<u>暫定の接続料(以下「暫定接続料」という。)</u>を仮払い接続料として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大又は不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。</p> <p>暫定接続料の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>有</p>		

		<p>方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明を行うことが望ましい。</p> <p>(修正後)</p> <p>イ) 暫定値</p> <p>算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、算定期間の翌年度の期首までに<u>接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定的な支払額として当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。</u>しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と<u>暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。</u>このため、<u>暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。</u></p> <p>合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明を行うことが望ましい。</p>	
--	--	--	--

意見1-18 諮問事項	<p>特定サービスの接続料が不当に高くなることのないよう、総務省において、接続料算定の基となる配賦整理書の適正性について継続的な検証を希望。</p>
	<p>【総務省案】 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役務別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役務収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役務別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類(以下「配賦整理書」という。)を作成しなければならない。</p> <p>【意見】 特定サービスの接続料が不当に高くなることのないよう、総務省殿におかれましては、接続料算定の基となる配賦整理書の適正性について継続的な検証をお願いいたします。</p> <p>【九州通信ネットワーク株式会社】</p> <p>【考え方1-18】 ・ 接続料算定の適正性を担保することは、公正競争を確保する上で重要であるため、総務省においては、費用・資産の配賦の基準や手順を記載した「配賦整理書」を含め、接続料算定の適正性を継続的に検証することが適当である。</p> <p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見1-19	<p>接続料については、NTTグループの減価償却方法の定額法への変更により拡大が想定されるMNO間の接続料格差の妥当性を検証するとともに、当該検証では、接続料算定式の分母となる需要の測定方法には明確な規定がない点に留意することを希望。</p>
	<p>【意見】 接続料につきましては、NTTグループ殿の減価償却方法の定額法への変更により、NTTドコモ殿の接続料が低廉化しMNO間の接続料格差が拡大することが想定されるため、接続料の格差の妥当性の検証や更なる低廉化に向けた検討を継続していただくことを要望します。特に、接続料算定式の分母となる需要の測定方法については明確な規定がなく、総務省殿における検証におかれましてはご留意いただくことを希望いたします。</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p> <p>【考え方1-19】 ・ 適正な原価・利潤を需要で除した結果、MNO間で接続料格差が生じること自体は問題ないが、公正競争を確保する上では接続料算定の適正性を担保することが重要であるため、総務省において、減価償却方法の変更による原価算定や、需要の測定方法などを含め、接続料算定が適正に行われているかどうかを継続的に検証することが必要である。</p> <p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
意見1-19に対する再意見	<p>【再意見】 左記抜粋の意見に全面的に賛同するとともに、左記の通り、接続料算定に関する議論が尽くされていない事項が存在することから、総務省において再度接続料算定に係る研究会等を開催し、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望します。</p> <p>【日本通信株式会社】</p>

(4) 接続を円滑に行うために必要な事項等

<p>意見1-20 諮問事項</p>	<p>接続を円滑に行うための必要な情報提供について、一種指定事業者と同様に網機能計画の公表を促すと、モバイル市場の競争が機能しなくなり、技術革新のインセンティブが損なわれるため、二種指定事業者については、可能な範囲で網機能の提供にかかる情報を提供すれば良いことを確認させていただきたい。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 341 1442 743"> <p>【意見】 接続を円滑に行うための必要な情報提供の努力義務として「二種指定設備に将来追加される新たな機能等に関する情報」とありますが、モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を保有し、実態として NTT 東・西に対抗、代替し得る競争相手が存在していない固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置して競争している市場であることに留意する必要があります。二種指定事業者に対して、一種指定事業者と同様に網機能計画の公表を促すと、モバイル市場の競争が機能しなくなり、技術革新のインセンティブが損なわれるため、二種指定事業者については、可能な範囲で網機能の提供にかかる情報を提供すれば良いことを確認させていただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> </td> <td data-bbox="1442 341 1964 743"> <p>【考え方1-20】 ・ 接続事業者と二種指定事業者の間でサービス提供時期の同等性等を確保するためには、将来追加される新たな網機能等に関する情報が提供されることが望ましいが、一種指定事業者と同様の義務付けを行うことは、御指摘のとおり、技術革新のインセンティブを損うおそれがあるため、今回の改正電気通信事業法では、当該情報提供は、可能な範囲で行うことを求める努力義務とされているところである。</p> </td> <td data-bbox="1964 341 2114 743"> <p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p> </td> </tr> </table>	<p>【意見】 接続を円滑に行うための必要な情報提供の努力義務として「二種指定設備に将来追加される新たな機能等に関する情報」とありますが、モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を保有し、実態として NTT 東・西に対抗、代替し得る競争相手が存在していない固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置して競争している市場であることに留意する必要があります。二種指定事業者に対して、一種指定事業者と同様に網機能計画の公表を促すと、モバイル市場の競争が機能しなくなり、技術革新のインセンティブが損なわれるため、二種指定事業者については、可能な範囲で網機能の提供にかかる情報を提供すれば良いことを確認させていただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>【考え方1-20】 ・ 接続事業者と二種指定事業者の間でサービス提供時期の同等性等を確保するためには、将来追加される新たな網機能等に関する情報が提供されることが望ましいが、一種指定事業者と同様の義務付けを行うことは、御指摘のとおり、技術革新のインセンティブを損うおそれがあるため、今回の改正電気通信事業法では、当該情報提供は、可能な範囲で行うことを求める努力義務とされているところである。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
<p>【意見】 接続を円滑に行うための必要な情報提供の努力義務として「二種指定設備に将来追加される新たな機能等に関する情報」とありますが、モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を保有し、実態として NTT 東・西に対抗、代替し得る競争相手が存在していない固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置して競争している市場であることに留意する必要があります。二種指定事業者に対して、一種指定事業者と同様に網機能計画の公表を促すと、モバイル市場の競争が機能しなくなり、技術革新のインセンティブが損なわれるため、二種指定事業者については、可能な範囲で網機能の提供にかかる情報を提供すれば良いことを確認させていただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>【考え方1-20】 ・ 接続事業者と二種指定事業者の間でサービス提供時期の同等性等を確保するためには、将来追加される新たな網機能等に関する情報が提供されることが望ましいが、一種指定事業者と同様の義務付けを行うことは、御指摘のとおり、技術革新のインセンティブを損うおそれがあるため、今回の改正電気通信事業法では、当該情報提供は、可能な範囲で行うことを求める努力義務とされているところである。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>		
<p>意見1-21</p>	<p>MVNO ガイドラインにおいて、MVNO の端末の調達に関して、事前確認試験費用の MVNO への開示や、MVNO が端末ベンダと協議を行う際の協力を、MNOの努力義務として新たに規定することに賛同。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 831 1442 1447"> <p>【意見】 接続料算定方法の位置づけを明確にし、MVNO の普及促進や安定した事業運営を可能にすることから、接続料算定方法等を省令で規定することに賛同いたします。また、MVNO ガイドラインにおいて、MVNO の端末の調達に関して、事前確認試験費用の MVNO への開示や、MVNO が端末ベンダと協議を行う際の協力を、MNOに対する努力義務として新たに規定いただくことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p> </td> <td data-bbox="1442 831 1964 1447"> <p>【考え方1-21】 ・ 整備案に賛同の御意見として承る。</p> </td> <td data-bbox="1964 831 2114 1447"> <p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p> </td> </tr> </table>	<p>【意見】 接続料算定方法の位置づけを明確にし、MVNO の普及促進や安定した事業運営を可能にすることから、接続料算定方法等を省令で規定することに賛同いたします。また、MVNO ガイドラインにおいて、MVNO の端末の調達に関して、事前確認試験費用の MVNO への開示や、MVNO が端末ベンダと協議を行う際の協力を、MNOに対する努力義務として新たに規定いただくことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>【考え方1-21】 ・ 整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
<p>【意見】 接続料算定方法の位置づけを明確にし、MVNO の普及促進や安定した事業運営を可能にすることから、接続料算定方法等を省令で規定することに賛同いたします。また、MVNO ガイドラインにおいて、MVNO の端末の調達に関して、事前確認試験費用の MVNO への開示や、MVNO が端末ベンダと協議を行う際の協力を、MNOに対する努力義務として新たに規定いただくことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>【考え方1-21】 ・ 整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>		

意見1-22 諮問事項	アンバンドル機能や接続料の算定方法が省令として規定されること、特に、MNOとの回線利用開始処理のインターフェース開放に係る課題が省令として規定されたこと、MVNOへの番号ポータビリティの迅速化に関してガイドラインへ掲載されたことに賛同。		
	<p>【意見】</p> <p>MVNO の事業運営にとり重要なドミナント規制である第二種指定電気通信設備制度において、アンバンドル機能や接続料算定方法が省令として規定されることは、規律の位置づけをより明確にし、MVNO の市場参入や安定した事業運営が可能となることから、これに賛同いたします。</p> <p>また当協会 MVNO 委員会が平成 26 年 3 月に発表した「MVNO の事業環境の整備に関する政策提言」において提言した MNO との回線利用開始処理のインターフェース開放に係る課題が省令として規定されたこと、MVNO への番号ポータビリティの迅速化に関してガイドラインへ掲載されたことについては、MVNO の公正な競争環境整備、および利用者の利便性向上の観点から、特にこれに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>【考え方1-22】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>
	<p>【再意見】</p> <p>モバイル市場は、NTT 東・西のみがボトルネック設備を有する固定市場とは異なり、複数の事業者が設備を設置し、MVNO にとってはこれらの中から自らの条件に合致したより良い事業者を選択することができます。そうした環境の中で MVNO を含めた移動体事業者は互いに激しい競争を繰り広げています。このようなモバイル市場の特性に鑑み、二種指定設備のアンバンドル等に係るルールについては、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも配慮し、事業者間協議による合意形成を尊重することで、MNO、MVNO を含めたモバイル市場の一層の発展を図ることが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
意見1-23 諮問事項	「特定移動端末設備」にBWA端末(WIMAX2+、AXGPに限る)を追加し、また、デュアル端末1台について、卸元事業者及び卸先事業者のそれぞれに端末数1として特定移動端末設備のシェアを算定することに賛同。		
	<p>【意見】</p> <p>「特定移動端末設備」に BWA 端末(WIMAX2+、AXGP に限る)を追加し、また、デュアル端末 1 台について、卸元事業者及び卸先事業者のそれぞれに端末数 1 として特定端末設備シェアを算定することに賛同致します。</p> <p>当社以外の携帯電話事業者においては、各グループにおける携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しており、グループとして一体的な経営がなされているところです。2020 答申においても、『携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより、市場の実態に合致した制度とすることが適当である』とされており、本施行規則案は 2020 答申の趣旨に適うものと考えます。</p> <p>また、既に電波政策においては「グループ単位の契約数」を考慮した審査基準による周波数割当が行われているところであり、本改正により競争政策と電波政策との整合性がより一層図られるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方1-23】</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備案に賛同の御意見として承る。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

意見1-24 諮問事項	MVNOへの電気通信番号の直接割当てが実現するよう、総務省において直ちに本格検討が開始されることを希望。		
	<p>【意見】</p> <p>MVNO ガイドラインでは、「MVNO に対し、直接電話番号が指定されることはない」とされていますが、上述の項番4に記載した HLR/HSS 加入者管理機能 (MVNO による HLR/HSS 保有) のアンバンドルに関連し、MVNO に対して電気通信番号が直接割当てられることを要望します。</p> <p>MVNO への電気通信番号の割り当ては、現行の電気通信番号規則においてはMNOに割り当てられた電気通信番号を再割り当てする方法しかありませんが、この方法による場合、</p> <p>①国際標準規格外の、特殊な呼接続手順の導入が必須となることから、我が国特有の環境を構築せざるを得ないことに加え、環境構築にも莫大な開発費がかかること、</p> <p>②上記のとおり、大規模な開発が必要になるため、接続協議が著しく困難になる可能性が高く、実現時期が遅れること、</p> <p>などから現実的ではなく、MVNO への電気通信番号の直接割当てが実現するよう、関係法令の整備を進めるべく、総務省において直ちに本格検討が開始されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>【考え方1-24】</p> <ul style="list-style-type: none"> • MVNOに対する電気通信番号(携帯電話番号)の直接指定は、HLR/HSS連携機能の開放と関連するところ、MVNOガイドライン案において、当該機能は「開放を促進すべき機能」に位置付けられ、更なる事業者間協議の促進を図ることとされていることから、当該事業者間協議の状況等を踏まえ、総務省において適時適切に検討を行うことが適当である。 	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p>無</p>

2. 加入光ファイバに係る8收容の原則に関する規定関係

<p>意見2-1 諮問事項</p>	<p>省令改正を踏まえ、接続約款に「8收容」の原則を規定し、引き続き適切に運用していく考え。</p>		
	<p>【意見】 当社はこれまで業務運営上やユーザ対応上止むを得ない場合を除いて、一の光配線区画で利用する一の接続事業者ごとの主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を收容する必要性が生じた際に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を收容する運用をしてきたところであり、今回の施行規則改正を踏まえ、接続約款へ当該運用内容を規定し、引き続き適切に運用していく考えです。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>【考え方2-1】 ・整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>
<p>意見2-2 諮問事項</p>	<p>「8收容」の原則による收容効率の改善のみでなく、早急に接続料体系の見直しを行い、実効性のある「接続」促進によるサービスの多様化等を進めることで、光ファイバの利用拡大を図ることが必要。</p>		
	<p>【意見】 NTT 東西殿が敷設済みの光ファイバの利用率は半分程度にとどまっており、NTT 東西殿のファイバの利用促進、新規参入促進により普及率向上を図ることが喫緊の課題となっています。その対策として、2012年3月の情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申を受け、NTT 東西殿の提案に基づき、既存の光配線区画の見直し及び接続事業者向け光配線区画の新設等の取組が行われましたが、配線区画の見直しは、既存の光配線区画の統合実績がごく僅かに留まる状況であり、接続事業者向け光配線区画の新設も利用料や設備的な問題から利用実績がなく、競争促進の効果が全くなかったと考えます。例えば、ITU による“ICT Development Index 2015”（※5）において日本は11位となり、2010年と比較してランクを下げましたが、固定ブロードバンド契約数のポイントが他の項目と比較しても大きく悪化要因となっており、光ファイバの利用促進による固定ブロードバンドの契約数増加が喫緊の課題であると言えます。2015年5月8日の情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会資料 1_P4等でこれまでも指摘されているように、「新規参入事業者にとって採算が取れるレベルまで1芯線の主端末回線を共有する利用者の数を増やすことが困難な構造」の状況に変わりなく、「接続」によるFTTHサービスの参入障壁となっています。そのため、新規参入を促進するためにも、現行の接続料体系を見直し、光配線区画に依存する事業者間の1ユーザ当たりのコスト負担格差を解消することが、最も効果的な施策と考えます。 従って、本改正で示された收容効率の改善のみでなく、早急に接続料体系の見直しを行い、実効性のある「接続」促進によるサービスの多様化等を進めることで、光ファイバ利用拡大を図る必要があると考えます。 ※5 https://www.itu.int/net4/ITU-D/idi/2015/#idi2015rank-tab 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>【考え方2-2】 ・接続制度答申において示されたとおり、加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」を含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、総務省において、改めて見直しの検討を行うことが適当である。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】 無</p>

意見2-3	光配線区画の特定をより容易にするための電柱等設備に係る情報開示告示の改正を踏まえ、速やかに接続約款の変更を行う考え。		
	<p>【意見】 光配線区画の範囲の特定をより容易にし、加入光ファイバの利用をより円滑にする観点から、全ての電柱等設備がどの光配線区画に属するかを示す情報を新たに提供していく考えであり、既にこれを要望する接続事業者と協議を行い、提供に向けた準備を進めております。</p> <p>これにより、接続事業者からは光配線区画の境界が明確になり、光配線区画の特定が現状に比べ容易になるとの評価をいただいております、当社としてはご要望を踏まえ、情報開示告示の改正後、速やかに接続約款の変更を行う考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>【考え方2-3】 ・ 整備案に賛同の御意見として承る。</p>	<p>【提出意見を踏まえた案の修正の有無】</p> <p style="text-align: center;">無</p>

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等 に伴う関係省令等の整備案 概要

一種指定制度・二種指定制度に係る接続ルール関係

- 「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)や「情報通信審議会答申」(平成26年12月)を踏まえ、2020年代に向けて、我が国の世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業法等※の改正を行うもの。

※ 電気通信事業法等:電気通信事業法、電波法、放送法

1 電気通信事業の公正な競争の促進

(電気通信事業法、電波法)

- 光回線の卸売サービス等に関する制度整備
- 禁止行為規制の緩和
- 携帯電話網の接続ルールの充実
- 電気通信事業の登録の更新制の導入等(合併・株式取得等の審査)

2 電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護

(電気通信事業法、放送法)

- 書面の交付・初期契約解除制度の導入
- 不実告知・勧誘継続行為の禁止等
- 代理店に対する指導等の措置

3 その他

(電気通信事業法、電波法)

- ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保
- 電波法関係の規定の整備(海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する規定の整備 等)

諮問の経緯・概要

○ 昨年5月に成立・公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の施行(今年5月21日予定)に必要な省令改正等について、昨年11月10日の電気通信事業部会に諮問。

【省令改正等の概要】

①公正な競争の促進

1. 電気通信事業の登録の更新制の導入(合併等の審査)

・特定電気通信設備(この設備を設置する者を一種・二種指定事業者又はその特定関係法人(グループ会社)が合併等した場合に登録の更新)の指定基準等を規定

2. 移動通信分野における禁止行為規制の緩和

・規制緩和後も引き続き、不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人の指定基準等を規定

3. 卸電気通信役務の事後届出制等の導入

・一種・二種指定事業者に対し、詳細な届出を義務付ける卸電気通信役務と届出事項等を規定

○ 一種指定事業者: 固定通信市場で、アクセス回線シェアが50%を超える事業者: NTT東西
 ○ 二種指定事業者: 移動通信市場で、端末シェアが10%を超える事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク
 ○ 移動通信分野の禁止行為等適用事業者: 二種指定事業者のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ

4. 二種指定制度(携帯電話網の接続ルール)の充実

・アンバンドル機能(開放を義務付ける機能)、接続料の算定方法、接続を円滑に行うために必要な事項等を規定

②ドメイン名関係等

5. ドメイン名の名前解決サービスの信頼性等の確保

・信頼性確保の規律(管理規程等)や透明性確保の規律(会計の整理・公表等)の対象となる役務等を規定

6. その他

(1) 加入光ファイバに係る「8収容」の原則(※)を規定

※ 一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を収容し、新たに9回線目の分岐端末回線を収容する必要がある際に、別の主端末回線に収容

(2) 海外からの持込端末の利用基準(電気通信事業法の技術基準に相当する技術基準に適合していれば、入国後90日間に限り利用可能)等を規定

**整備案のうち、
接続ルールに関するもの
(本日の委員会における審議事項)**

(参考) 電気通信事業法の改正の概要

■ 昨年5月22日に、電気通信事業法等の一部を改正する法律が公布。公布から1年以内に施行。

※青色は、今回の法改正で追加する措置
 ※赤色は、今回の法改正で緩和する措置

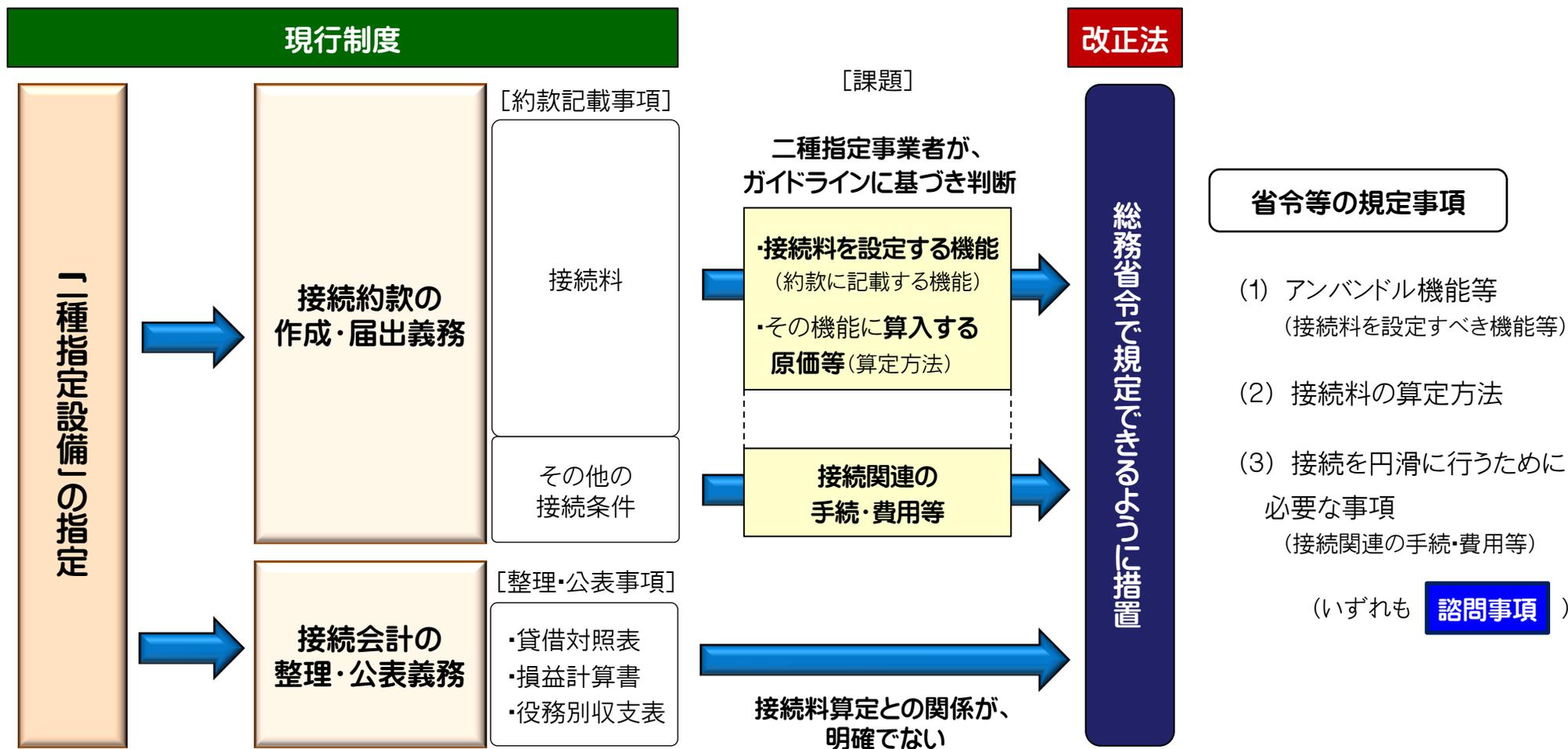
公正な競争の促進				消費者保護	ドメイン名関係
接続制度	卸制度	禁止行為規制	合併等の審査		
一種指定事業者※1 接続約款の認可制 ・アンバンドル制度 ・接続料算定制度 接続会計の整理義務	卸役務の事後届出制 届出内容の整理・公表制※3	接続情報の目的外利用等の禁止 電気通信事業者への不当な優遇等の禁止 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止	登録の更新制 大規模事業者と合併、株式取得等した場合	電気通信事業者 説明義務 書面交付制度 初期契約解除制度 不実告知等の禁止 勧誘継続行為の禁止 代理店指導措置	国別地理的名称トッピングヘルドメイン管理事業者、大規模事業者 国際的標準への適合義務 管理規程の作成・届出義務 電気通信設備統括管理者の選任・届出義務 会計の整理・公表義務(国別地理的名称のみ) 役務提供義務(国別地理的名称のみ)
二種指定事業者※2 接続約款の届出制 ・アンバンドル制度 ・接続料算定制度 接続会計の整理義務	卸役務の事後届出制 届出内容の整理・公表制※3	接続情報の目的外利用等の禁止 グループ会社への不当な優遇の禁止 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止	登録の更新制 大規模事業者と合併、株式取得等した場合	代理店 説明義務 不実告知等の禁止 勧誘継続行為の禁止	上記以外の事業者 なし
上記以外の事業者 (回線設置事業者の接続応諾義務)	なし	なし	なし (合併等した旨の事後届出)		

※1 固定通信市場で、アクセス回線シェアが50%を超える事業者: NTT東西
 ※2 移動通信市場で、端末シェアが10%を超える事業者: NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

法改正の概要

※ 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

○ MVNOの参入促進を図る観点から、二種指定事業者*に関する接続制度(二種指定制度)について、アンバンドル機能(接続料を設定すべき機能)や接続料の算定方法等を制度化。



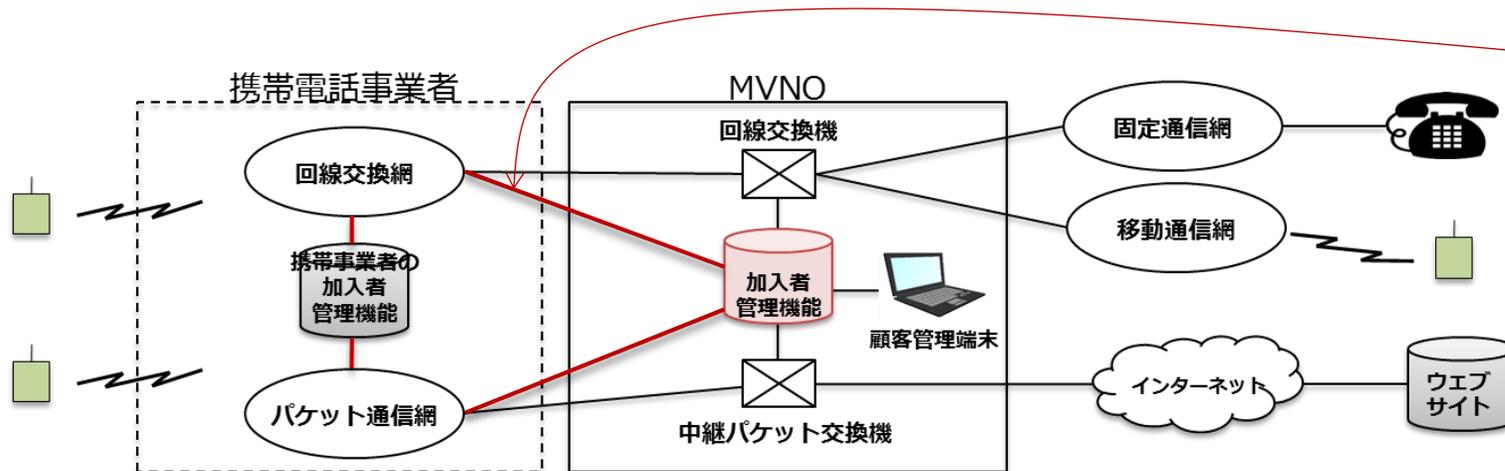
(1) アンバンドル機能等

諮問事項

省令等の規定事項	省令等の規定(案)
1) アンバンドルの要件 (MVNOガイドライン)	<ul style="list-style-type: none"> 二種指定事業者とMVNOとの間のサービス提供時期の同等性を確保するため、現行ガイドラインの「アンバンドルが望ましい機能の判断基準」のうち、「需要の立上げ期にあるサービスに係る機能を除き」という要件を削除[※]し、以下のとおり規定する。 <ol style="list-style-type: none"> ①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること ②アンバンドルすることが技術的に可能であること ③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと ④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること <p>※ 二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する旨も規定</p>
2) アンバンドル機能等 (施行規則第23条の9の4、二種接続料規則第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 上記要件に基づき、アンバンドル機能として、以下の機能を規定する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">①音声伝送交換機能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">②データ伝送交換機能(L2)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">③MNP転送機能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">④SMS伝送交換機能</div> </div> 標準的接続箇所として、音声伝送交換、データ伝送交換(L2)、SMS伝送交換に係る接続箇所を規定する。
3) 開放を促進すべき機能 (MVNOガイドライン)	<ul style="list-style-type: none"> アンバンドル要件に該当しない機能でも、上記1)④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者から要望があり、②・③の要件を満たす可能性がある場合は、接続又は卸役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。 具体的には、以下の機能を「開放を促進すべき機能」に位置付ける。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">①HLR/HSS[※]連携機能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">②料金情報提供機能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">③携帯電話のEメール転送機能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">④パケット着信機能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">⑤端末情報提供機能</div> </div> <p>※ 3G/LTE網で、携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況等を管理するデータベース</p>

(参考) HLR/HSS連携機能

- HLR/HSSとは、携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベース。
- HLR/HSSは、ネットワークを制御する**根幹の機能**であることから、その保有・運用においては、MVNOが携帯電話事業者との間で、**携帯電話事業者のネットワークで必要となる機能の具体的内容や技術的仕様を十分に協議することが必要**。
- 現在、一部の要望するMVNOと携帯電話事業者との間で、MVNOがHLR/HSSを保有することについての**具体的内容や技術的仕様を整理すべく、協議が進捗しているところ**。



■HLR/HSS連携機能

携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベースをMVNOのネットワークと連携する機能。

これにより、MVNOが独自にSIMを発行したり、音声サービスに係るコストを低廉化することが可能。

(2) 接続料の算定方法

諮問事項

諮問事項

省令等の規定事項	省令等の規定(案)
1) 接続料の算定方法 (二種接続料規則第3条から第16条まで(第4条を除く)、M VNOガイドライン)	<ul style="list-style-type: none"> 原価及び利潤は、アンバンドル機能ごとに、接続会計で整理されたサービス別(音声・データ別)の費用・資産に基づき、算定する。 利潤の算定について、各年度の額の振幅を平準化するため、有利子負債以外の負債に対する利子率(☞リスクフリーレートの過去3年間平均に)、自己資本利益率(☞過去3年間平均に)の算定方法等を規定する。 接続料(算定期間より前の会計実績等で算定したものを)計算し変更したときは、原則として算定期間の翌年度の期首まで遡り精算し、接続料の急激な変化が想定される場合(☞対象は、当面の間、データ伝送交換機能に係る接続料の場合)に限り、算定期間の期首まで遡り精算する。 二種接続料規則によらない方法で接続料を算定する場合は、総務大臣の承認を必要とする。
2) 接続会計の見直し (二種接続会計規則第5条)	<ul style="list-style-type: none"> 接続会計において、サービス別(音声・データ別)の固定資産(サービス別の固定資産帰属明細表)を整理する。
3) 接続料の算定根拠の届出 (施行規則第23条の9の3)	<ul style="list-style-type: none"> 接続約款の届出時の添付書類として、接続料の算定根拠(サービス別の指定設備帰属明細表等)を提出する。

(3) 接続を円滑に行うために必要な事項

(施行規則第23条の9の5、二種情報開示告示)

諮問事項

- 1) **接続請求等を行う場合の手続**(接続の請求に必要な情報の開示を受ける手続、接続の請求をし回答を受ける手続等)
- 2) **回線管理運営費、工事費、網改造料等**に関する適正な原価に照らし公正妥当な金額
- 3) **業務システム**(端末回線の開通などの情報の管理等のシステム)・**SIMカード**・**端末接続試験**の提供・**情報開示**に関する手続、**コロケーション**に関する手続、**電気通信事故等**に係る情報開示に関する手続 等

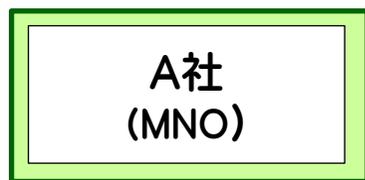
(4) その他

1) 特定移動端末設備(二種指定設備)の範囲(施行規則第4条の4第1項)

諮問事項

- 特定移動端末設備(シェア10%超で二種指定設備)の範囲に、**BWA端末**(WiMAX2+、AXGPに限る)を追加する(従来は、携帯電話端末のみ)。

BWA端末追加後のデュアル端末の扱い



卸役務の提供



卸を受けたA社のサービス
と自社(B社)のサービスを
セットで提供

利用者



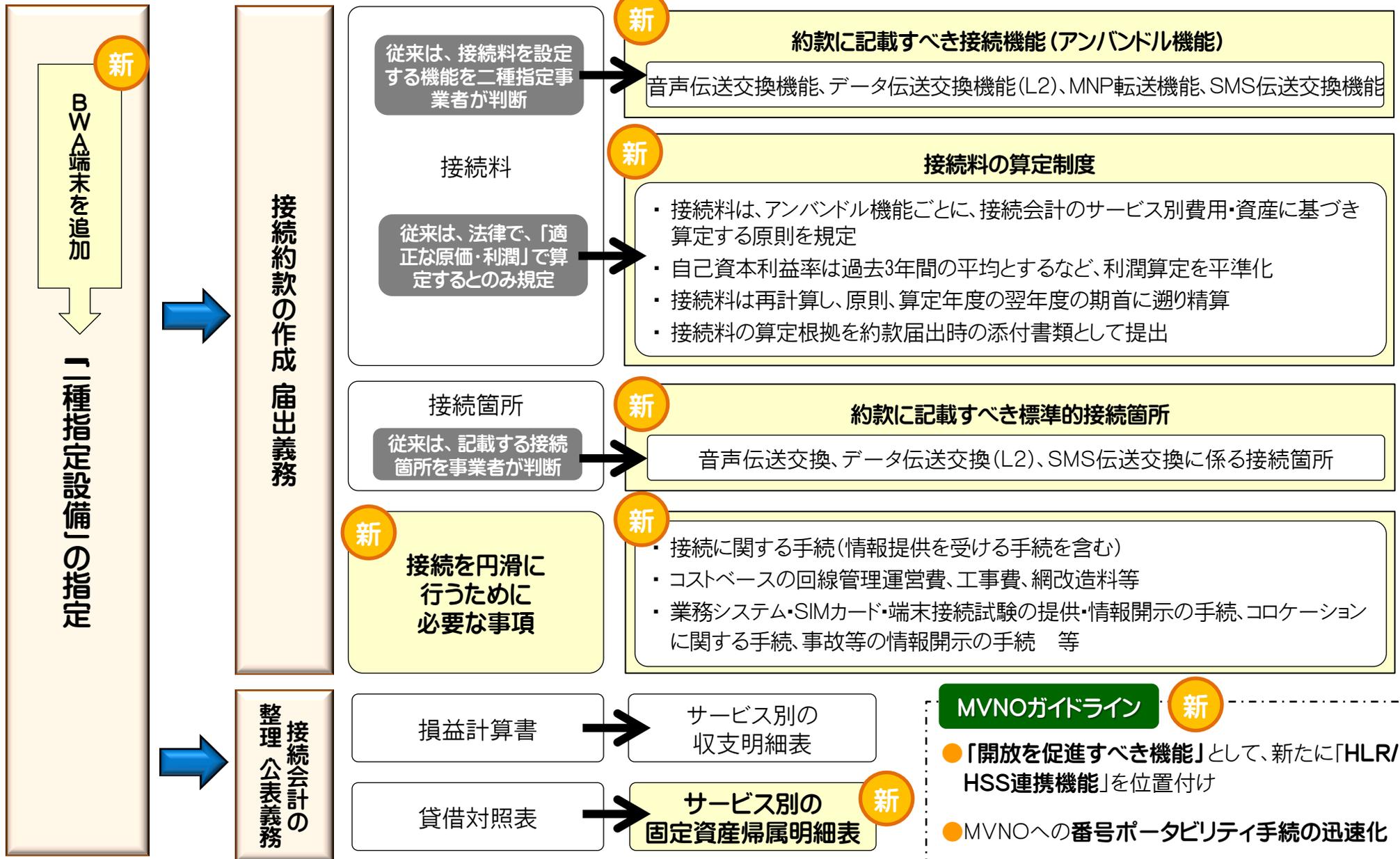
デュアル端末

一台の端末で、B社のサービス
とA社(契約上はB社)の
サービスを利用

特定移動端末設備のシェアの算定上、デュアル端末1台は、A社の端末数1、B社の端末数1として算定

2) 番号ポータビリティ手続の迅速化 (MVNOガイドライン)

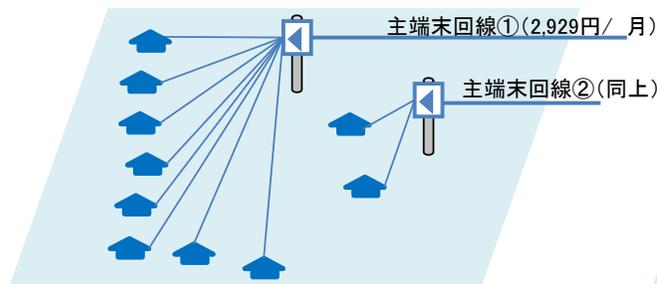
- MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線のどちらも利用できない期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなどを提供することが望ましい旨を記載する。
- 店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、例えば、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくもよいように、MNOは、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組みなどを提供することが望ましい旨を記載する。



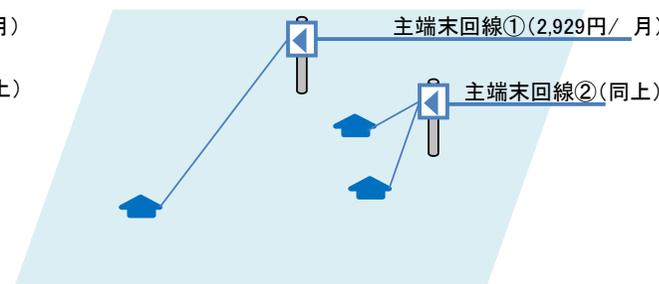
(2) 一種指定制度接続ルール関係 (加入光ファイバに係る「8收容」の原則に関する規定関係)

1 「8收容」の原則とは

- 電気通信事業者が、NTT東西が設置するシェアドアアクセス方式の加入光ファイバを「接続」で利用する場合、NTT東西は、当該電気通信事業者が一の光配線区画で利用する一の主端末回線に、まずは8回線の分岐端末回線を收容し、その後、新たに9回線目の分岐端末回線を收容する必要がある場合に、別の主端末回線に当該分岐端末回線を收容すること。



8收容の原則が満たされているケース



8收容の原則が満たされていないケース

2 現状

- 接続約款等に明文規定はなく、NTT東西が運用上実施。

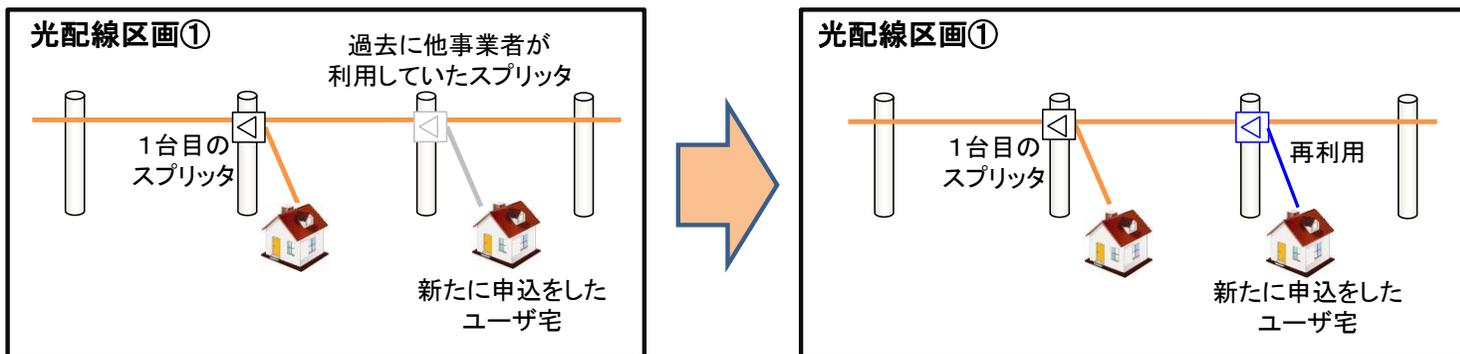
⇒ 「8收容」の原則が遵守されないような実態があれば、接続事業者の收容率が上がらず、その結果、費用が引き上げられることにもつながること等から、情通審答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月)において、「8收容」の原則等を接続約款に明文化するため、電気通信事業法施行規則を改正し、接続約款における必要的記載事項とすることが適当とされた。



これを受け、平成27年11月に情郵審に同規則の改正について諮問し、意見募集を実施

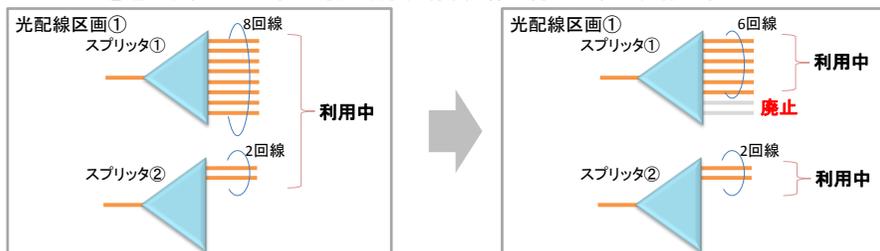
■ 適切な適用がなされなかったため発生した事例

1台目の局外スプリッタの収容数が8未満であるにも関わらず、新たに申込をしたユーザ宅に、過去に他事業者が利用していた局外スプリッタからの分岐端末回線が既に引き込まれており、これを再利用したケース

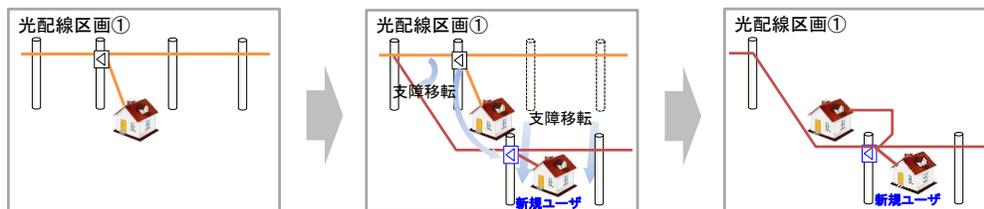


■ 業務運営上やむを得ず発生した事例

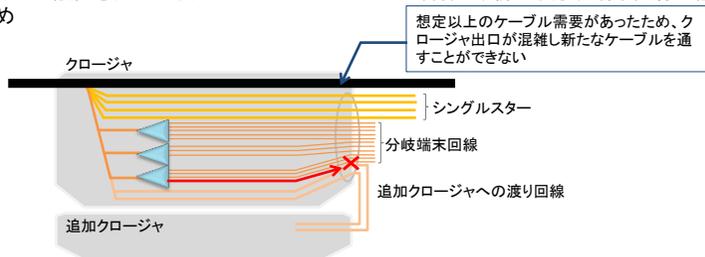
i. 8ユーザを超える申込みがあった後に、分岐端末回線の廃止や申込取消があったため



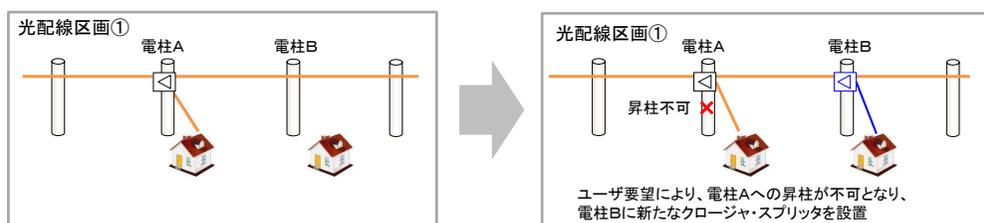
iii. 支障移転に伴い、既設の局外スプリッタから新設の局外スプリッタへの収容替えを行っているため (主端末回線は一時的に2回線となるが、収容替え完了後は1回線となる)



ii. 1つ目の局外スプリッタの設置されているクロージャ内のスペースが満杯で、新たな分岐端末回線の設置が行えなかったため



iv. ユーザ要望により、1つ目の局外スプリッタが設置された電柱等での作業を行えなくなったため



第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方

3. 光配線区画に関する新たな課題への対処の在り方

3. 1. 「8収容」の原則を巡る課題への対処の在り方

接続事業者が収容率を高めるためには、NTT東西によって「8収容」の原則が運用上遵守されることが前提となる。

一方、今回判明したように、「8収容」の原則が遵守されないような実態があれば、競争関係にある接続事業者の収容率が上がらず、その結果、費用が引き上げられることにもつながるため、こうした事例が発生し、又は発生するおそれがある現状のままでは、接続事業者の採算が取れる時期の遅れや、ひいては参入意欲の低下にもつながりかねず、「接続」によるFTTH市場への新規参入を思いとどまらせる効果が残ると考えられる。

また、NTT東西自身によって「8収容」の原則が適用されないような運用が行われれば、設備の非効率な利用の一因になると考えられる。

したがって、まずは、NTT東西において、光配線区画における「8収容」の原則及び「8収容」の原則が適切に適用されなかった場合の対処(返金等に関する規定)を接続約款に明文化することにより、円滑な接続の実現を図ることが必要である。

なお、上記の実効性を確保する観点から、「8収容」の原則については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」(電気通信事業法第33条第4項第1号ホ)と位置付け、例えば、電気通信事業法施行規則(第23条の4)を改正するなど、原則を接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。

また、NTT東西が「8収容」の原則を遵守しなかった場合の対応については、「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の責任に関する事項」(電気通信事業法第33条第4項第1号ハ)と位置付け、接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。

今後のスケジュール

施行は、本年(2016年)5月21日を予定

● 昨年11月10日

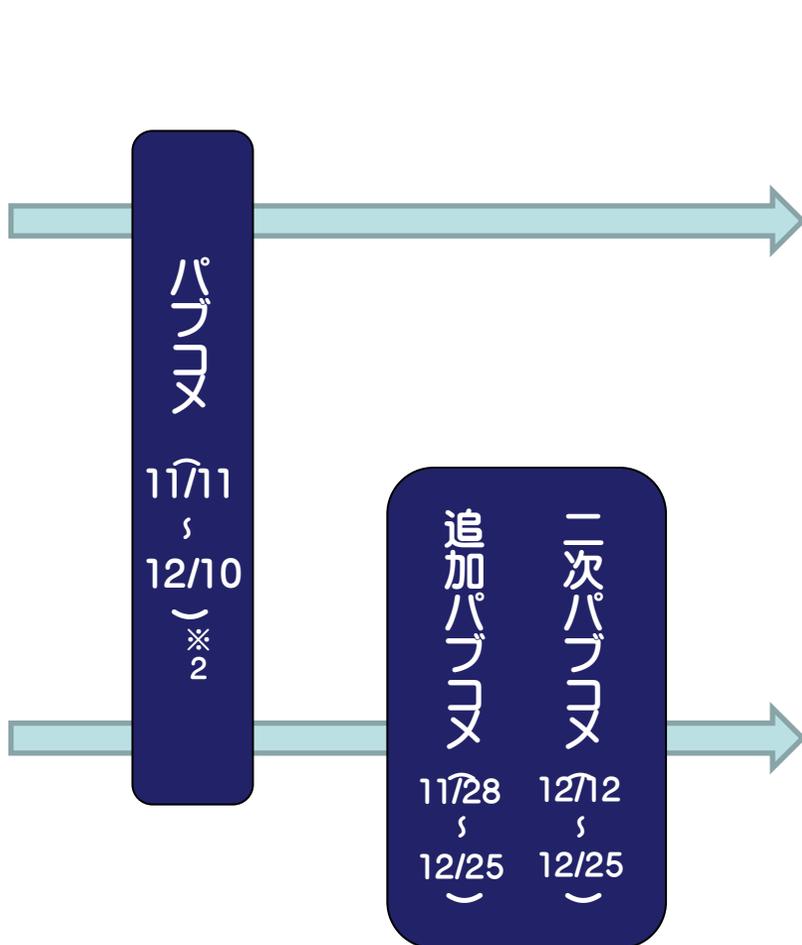
● 本年1月下旬頃

● 本年5月21日

審議会※1に諮問

〔二種指定制度関係以外〕

〔二種指定制度関係〕



答申

答申後速やかに公布

残りの省令 告示等の審議会諮問 パブコメ等

施行

※1 情報通信行政・郵政行政審議会

※2 「諮問事項以外の事項」も合わせて、パブコメ

※3 加入光ファイバの8收容原則関係は、本年4月1日施行予定

(参考) 資料中にある省令等の略称

	略称	省令等
省令	施行規則	改正後の電気通信事業法施行規則
	二種接続会計規則	改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則
	二種接続料規則	第二種指定電気通信設備接続料規則
告示	二種情報開示告示	電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件
ガイドライン	MVNOガイドライン	改正後のMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

**電気通信事業法等の一部を改正する法律の
施行等に伴う関係省令等の整備案に対する
意見及びこれに対する考え方(案)概要**

一種指定制度・二種指定制度に係る接続ルール関係

意見募集概要

- ◆ 意見募集期間：平成27年11月11日～同年12月10日
- ◆ 意見提出者数：計16者（法人・団体13者、個人3者）
うち、一種指定制度・二種指定制度関係は、法人・団体10社※

二種指定制度に係る接続ルールに関する省令案等に提出された意見に係る再意見募集

- ◆ 再意見募集期間：平成27年12月12日～同年12月25日
- ◆ 再意見提出者数：計5者

携帯電話の料金その他の提供条件に関するTFの議論を踏まえた追加意見募集

- ◆ 意見募集期間：平成27年11月28日～同年12月25日
- ◆ 意見提出者数：計8者

※ 法人・団体10者[意見提出順]：九州通信ネットワーク株式会社、日本通信株式会社、一般社団法人テレコムサービス協会、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社ケイ・オプティコム、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、一般社団法人新経済連盟

主な意見及びこれに対する考え方(案)
一種指定制度・二種指定制度に係る接続ルール関係

(1) 総論

主な意見	考え方(案)
<p>1. NTT東西のみがボトルネック設備を有する固定市場と異なり、移動市場では、MVNOを含めた複数の事業者が激しい競争を行っている。このような違いを踏まえれば、今回の電気通信事業法の改正において、モバイル市場に係る第二種指定電気通信設備制度について固定市場に係る第一種指定電気通信設備制度と同等の規制としたことは、本来適当ではない。新たな制度の運用に当たっては、今後もMNO、MVNOを含めたモバイル市場における競争を機能させるため、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブにも十分な配慮が必要。</p> <p>(KDDI株式会社) (再意見:ソフトバンク株式会社) (再意見:株式会社NTTドコモ) (再意見:株式会社ケイ・オプティコム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の第二種指定電気通信設備制度に係る法改正は、情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方(平成26年12月)。以下「2020答申」という。」に基づき、MVNOの事業展開の円滑化を図る観点から必要な改正が行われたものである。 ・ 御指摘のMNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブについて配慮することは重要と考えており、今回のMVNOガイドラインの改正においても、「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する」旨が記載されているところである。

(2) アンバンドル機能等

主な意見	考え方(案)
<p>2. アンバンドル機能等に係る基本的な考え方として二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮がなされ、また、事業者間協議による合意形成を基礎とする現行二種指定ガイドラインの枠組みが維持された点について賛同。</p> <p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備案に賛同の御意見として承る。

主な意見	考え方(案)
<p>3. アンバンドル判断基準の「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言は、MNOの設備投資インセンティブを損なうことになるため、削除すべきではない。また、アンバンドル判断基準の「必要性・重要性が高いサービスに係る機能であること」については、どのような機能が必要性・重要性が高いと言えるのかが明確でないため、慎重にアンバンドル機能を定めることが必要。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能であっても、必要性・重要性などの他のアンバンドル要件が満たされる機能である場合には、接続事業者が、二種指定事業者と同等の時期にサービス提供を開始できるようにすることが、公正な競争を確保するために必要であり、アンバンドル要件から「需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能を除く」という文言を削除することは、適当である。 ・ また、必要性・重要性が高いサービスに係る機能は、技術の進展や市場の状況等に応じて異なるため、個別機能ごとにその該当性が判断されるべきであり、その際には、MVNOガイドライン案において、注26※で必要性・重要性が高いサービスの例示が記載されている点や御指摘のMNOの設備投資インセンティブに配慮する旨が記載されている点も踏まえ、適切に判断することが必要である。 <p>※ 注26において、「具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する」と記載されている。</p>
<p>4. アンバンドルに当たっては、「二種指定事業者によるシステムの開発、接続約款の変更等は、他の事業者から当該二種指定事業者に対する具体的な事前調査申込みを前提として進めること等により、当該二種指定事業者のコスト回収漏れリスクを回避することが適当」という考え方は何ら変わらないことを確認させてほしい。</p> <p>(NTTドコモ株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンバンドルに当たっては、「他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること」「二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることがないこと」が要件とされていることから、システム開発等に必要な接続事業者の具体的な要望について事前調査申込み等を通じて把握することは、従来と変わりはないところである。
<p>5. 新たな機能のアンバンドル化へのプロセスについては、当該機能を要望するMVNOと二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、当該協議の状況も踏まえた上で審議会・研究会による検討を経ることとする等をMVNOガイドラインで明確化するとともに、アンバンドル機能等の指定に当たっては、同様の機能でも事業者によっては具備しない場合等があるため、各事業者のネットワーク等の違いを考慮することが必要。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンバンドル要件である「技術的に可能であること」「二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることがないこと」については、各事業者のネットワークごとに、具体的な要望を有する接続事業者と二種指定事業者の間の協議を通じて明らかになるものであり、この点も踏まえ、MVNOガイドライン案では、事業者間協議による合意形成を尊重・促進する旨が記述されている。

主な意見	考え方(案)
<p>6. 本MVNOガイドライン案では、移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重しその促進を図るとしていることから、「開放を促進すべき機能」は、事業者間協議での合意形成を前提にMNOとして取り組んでいくものであり、開放を前提に義務化するものでない点を確認させて頂きたい。</p> <p>(ソフトバンク株式会社) (株式会社NTTドコモ) (再意見:ソフトバンク株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「開放を促進すべき機能」は、いずれかの事業者に要望があり、かつ、必要性・重要性が高いサービスに係る機能であるため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして定められる機能である。 ・アンバンドル義務を課すか否かは、当該事業者間協議の中で「技術的に可能であること」「二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることがないこと」といった要件を満たすか否かを明らかにした上で判断されるものであり、「開放を促進すべき機能」に位置付けられることで開放が前提となるものではない。
<p>7. HLR/HSS連携機能がMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの「開放を促進すべき機能」に付け加えられることに賛同。</p> <p>(一般社団法人テレコムサービス協会) (株式会社ケイ・オプティコム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン案に賛同の御意見として承る。
<p>8. 「すべての二種指定事業者が接続の請求等を受けて検討を行い、どの事業者においても基準を満たす可能性があることが明確になった段階で開放を促進すべき機能に位置づける」ことをMVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインで明確化すべきであり、HLR/HSS連携機能をガイドラインの「開放を促進すべき機能」に付け加えることは時期尚早。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HLR/HSS連携機能は、2020答申で指摘されているとおり、MVNOによるマルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自SIMの発行、更にはサービス設計の自由度を持った音声サービスの提供等を可能とするために必要な機能であり、その必要性・重要性が十分に高いこと、いずれかの事業者にMVNOから機能のアンバンドルの要望があることから、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当である。 ・なお、全ての二種指定事業者に対し接続の請求等を行うことを要件とすることは、機能開放を要望する事業者の負担が大きいこと、また、「開放を促進すべき機能」に位置付けられることで直ちに開放が義務付けられるものではないことから、適当でないと考える。

主な意見	考え方(案)
<p>9. 加入者管理機能(MVNOによるHLR/HSS保有)は、直ちにアンバンドル機能として指定すべき。 (日本通信株式会社) (一般社団法人新経済連盟) (再意見:株式会社ケイ・オプティコム) (再意見:株式会社NTTドコモ) (再意見:ソフトバンク株式会社) (再意見:KDDI株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> HLR/HSS連携機能については、現在、事業者間協議が行われており、現時点では、MVNOの希望するサービスの実現に当たり、二種指定事業者のネットワークで必要となる機能の具体的内容や技術仕様等が固まっていない状況にある。 このため、まずは、事業者間協議の中で、必要な機能の具体的内容や技術仕様等を明らかにすることが必要であるため、当該機能は、事業者間協議の更なる促進を図るものとして「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当である。
<p>10. 今回の音声伝送交換機能の接続箇所は、中継事業者識別番号を利用する方式を基本としているが、これ以外の方式も存在するため、今回規定された接続形態以外の接続方式についても、その動向を注視し、省令改正等を視野に入れた検討を開始すること等を希望。 (日本通信株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 整備案の音声伝送交換機能及びその標準的接続箇所は、接続事業者及び二種指定事業者の音声網間の接続において、現在実現している機能及びその接続箇所を規定するものである。 他方、音声伝送交換を実現する方式は、御指摘のとおり、整備案に規定された方式以外の方式も考えられるところ、まずは、要望する事業者と二種指定事業者との間の協議により、必要となる機能の具体的内容や技術仕様等について協議を行うことが必要であり、アンバンドル義務を課すか否かは、その結果等を踏まえ判断することが適当である。
<p>11. 「番号ポータビリティ転送機能」については、アンバンドルの判断基準のうち「必要性・重要性の高いサービスに係る機能」を満たしていないため、アンバンドル機能に定めることは適切ではない。 (KDDI株式会社) (再意見:日本通信株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 番号ポータビリティ転送機能に関しては、 <ul style="list-style-type: none"> 「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会報告書(平成16年4月)」において、「携帯電話事業者以外の固定系事業者等の電気通信網から携帯電話事業者の電気通信網に対する接続は、電気通信設備の効率的運用の観点からは「リダイレクション方式」が望ましいが、固定系事業者等の発信元事業者において網機能開発が最小限に抑えられる点を重視し、「転送方式」とすることが適当と考えられる」とされていること 当該報告書を受け制定された、「携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」においても「携帯系電気通信網以外から携帯系電気通信網への接続については「転送機能」を基本とし」とされていること 当該機能を引き続き利用する事業者が見込まれることを踏まえれば、依然として必要性・重要性は認められるものと考えられる。

(3) 接続料の算定方法

主な意見	考え方(案)
<p>12. 第二種指定電気通信設備に係る接続料算定方法等が本接続料規則案等に規定されることにより、一層の適正性・公平性の向上が図られることを期待。 (株式会社NTTドコモ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 整備案に賛同の御意見として承る。
<p>13. MVNOガイドライン案2(2)2イ(注:二種指定事業者の接続に係る規律)は、アンバンドル機能(電気通信事業法第34条第3項第1号のロの機能)について、第二種指定電気通信設備接続料規則案(及び本MVNOガイドライン案)に定められた算定方法に基づき、算定がされる趣旨であることを明文化するのが望ましい。 (株式会社NTTドコモ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> MVNOガイドライン案2(2)2イ(二種指定事業者の接続に係る規律)は、アンバンドル機能について、第二種指定電気通信設備接続料規則案及びMVNOガイドライン案に定められた算定方法に基づき、算定される趣旨であることを明文化したものである。
<p>14. アンバンドル機能について、接続料規則案の算定方法等に準拠して算定された接続料に基づき接続約款の届出を行い、これにより他事業者と接続に関する協定を締結している限りにおいて、不当な競争を引き起こすことはない点について確認させて頂きたい。 (株式会社NTTドコモ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の整備案に基づき、適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えない金額を接続料とし、接続約款の届出を行い、他事業者との接続に関する協定を締結している場合には、御意見のとおりと考える。
<p>15. 接続料の算定方法は、将来原価方式や長期増分費用方式を採用すべきという考え方もあるなど、議論が尽くされていない事項が存在することから、総務省において、接続料算定方法の在り方を明確にした上で、改正施行規則等が正しく運用されることを要望。 (日本通信株式会社) (再意見:株式会社ケイ・オプティコム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今回の整備案は、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」で整理されている接続料の算定方法をベースに制度化したものであるが、接続料の算定方法は、御指摘の方式を含め様々な考え方があることから、まずは今回導入した制度の運用・検証等を行い、その状況等も踏まえ、総務省において適時適切に検討・見直しを行うことが適当である。

主な意見	考え方(案)
<p>16. 本接続料規則案における「当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる」(注:適用年度の当年度の実績値で遡及精算を行う場合)の判断は、二種指定事業者が行い、当該判断につき適正性等の観点から総務省が引き続き必要な検証を行うこととなる点、また、MVNOガイドライン案の記載のとおり、当該判断の対象は、データ伝送交換機能に係る接続料である点を確認させて頂きたい。</p> <p>(株式会社NTTドコモ) (再意見:株式会社ケイ・オプティコム)</p>	<p>・ 整備案では、接続料の急激な変動があると認められる場合には、算定期間の翌年度の期首まで遡及する原則の例外として、算定期間の期首まで遡及して精算することとしているが、当該急激な変動の判断は、御指摘のとおり、まずは二種指定事業者が行った上で、総務省が適正性等の観点から必要な検証を行うものである。</p> <p>・ また、この判断の対象が、当面、データ伝送交換機能の接続料であることは、MVNOガイドライン案に記載のとおりである。</p>
<p>17. 接続料の精算について、本MVNOガイドライン案もその考え方や枠組みは変わらない点につき、確認させて頂きたい。また、本MVNOガイドライン案において、あくまで月次の精算に用いる暫定値に過ぎないものが、「仮払い接続料」や「暫定接続料」といった記載表現を用いることで、一物一価であるべき接続料において、複数の料金水準が存在するかのように解釈され得る懸念があり、各社の会計処理や事業計画にも影響があると想定されることから、明確化の観点を踏まえ、修正することが望ましい。</p> <p>(株式会社NTTドコモ)</p>	<p>・ MVNOガイドライン案は、接続料の精算に対する考え方や枠組みを変更するものではないところ、御意見を踏まえ、MVNOガイドライン案2(2)2イ(ウ)イ)について、次のとおり、修正する。</p> <p>(修正前)</p> <p>イ) 暫定接続料</p> <p>算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、<u>当該算定期間における接続料の仮払いには、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料(以下「仮払い接続料」という。)を用いることとなる。</u>しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と<u>仮払い接続料との精算額</u>が過大となるおそれがある。このため、接続料の過去の増減トレンドを当てはめた額や<u>仮払い接続料に一定の割引率を乗じた額</u>等を踏まえ合理的に設定した暫定の<u>接続料(以下「暫定接続料」という。)</u>を仮払い接続料として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大又は不公平な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。</p> <p><u>暫定接続料</u>の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。</p> <p>(修正後)</p> <p>イ) 暫定値</p> <p>算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末であることを踏まえると、<u>算定期間の翌年度の期首までに接続料を確定値として算定することができないため、接続料確定までの間の暫定的な支払額として当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。</u>しかしながら、例えば、二種接続料規則第16条ただし書が適用される接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、当該算定期間の実績値に基づく接続料と<u>暫定的な支払額との差分</u>が過大となる可能性がある。このため、<u>暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額</u>等を踏まえ合理的に設定した暫定値として設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。</p> <p><u>合理的な暫定値</u>の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。</p>

主な意見	考え方(案)
<p>18. 特定サービスの接続料が不当に高くなることのないよう、総務省において、接続料算定の基となる配賦整理書の適正性について継続的な検証を希望。 (九州通信ネットワーク株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料算定の適正性を担保することは、公正競争を確保する上で重要であるため、総務省においては、費用・資産の配賦の基準や手順を記載した「配賦整理書」を含め、接続料算定の適正性を継続的に検証することが適当である。
<p>19. 接続料については、NTTグループの減価償却方法の定額法への変更により拡大が想定されるMNO間の接続料格差の妥当性を検証するとともに、当該検証では、接続料算定式の分母となる需要の測定方法には明確な規定がない点に留意することを希望。 (株式会社ケイ・オプティコム) (再意見:日本通信株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な原価・利潤を需要で除した結果、MNO間で接続料格差が生じること自体は問題ないが、公正競争を確保する上では接続料算定の適正性を担保することが重要であるため、総務省において、減価償却方法の変更による原価算定や、需要の測定方法などを含め、接続料算定が適正に行われているかどうかを継続的に検証することが必要である。

(4) 接続を円滑に行うために必要な事項等

主な意見	考え方(案)
<p>20. 接続を円滑に行うための必要な情報提供について、一種指定事業者と同様に網機能計画の公表を促すと、モバイル市場の競争が機能しなくなり、技術革新のインセンティブが損なわれるため、二種指定事業者については、可能な範囲で網機能の提供にかかる情報を提供すれば良いことを確認させて頂きたい。 (KDDI株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者と二種指定事業者の間でサービス提供時期の同等性等を確保するためには、将来追加される新たな網機能等に関する情報が提供されることが望ましいが、一種指定事業者と同様の義務付けを行うことは、御指摘のとおり、技術革新のインセンティブを損うおそれがあるため、今回の改正電気通信事業法では、当該情報提供は、可能な範囲で行うことを求める努力義務とされているところである。
<p>21. MVNOガイドラインにおいて、MVNOの端末の調達に関して、事前確認試験費用のMVNOへの開示や、MVNOが端末ベンダと協議を行う際の協力を、MNOの努力義務として新たに規定することに賛同。 (株式会社ケイ・オプティコム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備案に賛同の御意見として承る。

主な意見	考え方(案)
<p>22. アンバンドル機能や接続料の算定方法が省令として規定されること、特に、MNOとの回線利用開始処理のインターフェース開放に係る課題が省令として規定されたこと、MVNOへの番号ポータビリティの迅速化に関してガイドラインへ掲載されたことに賛同。 (一般社団法人テレコムサービス協会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備案に賛同の御意見として承る。
<p>23. 「特定移動端末設備」にBWA端末(WIMAX2+、AXGPに限る)を追加し、また、デュアル端末1台について、卸元事業者及び卸先事業者のそれぞれに端末数1として特定移動端末設備のシェアを算定することに賛同。 (株式会社NTTドコモ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備案に賛同の御意見として承る。
<p>24. MVNOへの電気通信番号の直接割当てが実現するよう、総務省において直ちに本格検討が開始されることを希望。 (日本通信株式会社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOに対する電気通信番号(携帯電話番号)の直接指定は、HLR/HSS連携機能の開放と関連するところ、MVNOガイドライン案において、当該機能は「開放を促進すべき機能」に位置付けられ、更なる事業者間協議の促進を図ることとされていることから、当該事業者間協議の状況等を踏まえ、総務省において適時適切に検討を行うことが適当である。

2. 一種指定制度接続ルール関係(加入光ファイバに係る「8收容」の原則に関する規定関係)

主な意見	考え方(案)
<p>1. 省令改正を踏まえ、接続約款に「8收容」の原則を規定し、引き続き適切に運用していく考え。 (東日本電信電話株式会社) (西日本電信電話株式会社)</p>	<p>・整備案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>2. 「8收容」の原則による收容効率の改善のみでなく、早急に接続料体系の見直しを行い、実効性のある「接続」促進によるサービスの多様化等を進めることで、光ファイバの利用拡大を図ることが必要。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>・接続制度答申において示されたとおり、加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」を含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、総務省において、改めて見直しの検討を行うことが適当である。</p>
<p>3. 光配線区画の特定をより容易にするための電柱等設備に係る情報開示告示の改正を踏まえ、速やかに接続約款の変更を行う考え。 (東日本電信電話株式会社) (西日本電信電話株式会社)</p>	<p>・整備案に賛同の御意見として承る。</p>